

第4期芽室町総合計画 第1回 町民検討委員会

と き 平成18年8月2日(水) 19:00~
ところ 芽室町中央公民館2階 講 堂

1 開 会

2 町長挨拶

3 委嘱状交付

4 議 題

(1) 第4期芽室町総合計画の検討概要、検討体制及びスケジュール 資料1~7

(2) 質疑応答・意見交換

(3) 各専門部会の部会長及び副部会長の選出 資料 8

(4) その他

5 閉 会

第4期芽室町総合計画検討委員会 委員名簿

(順不同：敬省略)

町 民			行 政	
区分	氏名	所属団体	氏名	役 職
町民検討委員	熊谷 良二		中島 直隆	総務部長
	太田 光子		笹島 優司	住民福祉部長
	小山 友子		清野 公平	経済部長
	立川 美穂		斎藤 明彦	病院事務部長
	常通 直人		後藤 雅	教育次長
	武藤 保宏		山崎 光男	消防署長
	田部ミサ江		鈴木 昇	総務課長
	岡山美椰子		手島 旭	企画財政課長
	三好 佳子		関澤 正茂	税務課長
	荘司 和子		加藤 光幸	税務課参事
	島影由里香		西科 純	住民生活課長
	村瀬 弘道		伊藤 義孝	住民生活課参事
町民検討委員（団体推薦）	西本 富行	農業協同組合	江口 久子	保健福祉課長
	家内 裕典	商工会	小笠原 力	特老ホーム施設長
	堂畑 忠雄	市街地町内会連合会	谷保 義明	農林課長
	明瀬 幸子	社会福祉協議会	木村 淳彦	商工都市振興課長
	菊地 幸子	ボランティア団体連絡協議会	安田 敦史	商工都市振興課参事
	舟渡 秀博	PTA連合会	吉田 正博	建設水道課長
	後藤 裕子	JAめむろ女性部	佐野 寿行	出納課長
	中村 美苗	芽室町女性の会	江口美生男	病院庶務課長
	上谷 秀靖	JAめむろ青年部	紺野 裕	学校教育課長
	鳥本 勝信	青年会議所	黒田 豊	社会教育課長
	赤澤 一	商工会青年部	高橋 一夫	農業委員会事務局長
	高原 健一	農村青年連絡協議会	23名	
	佐藤 正行	消費者協会		
	猪野毛勝啓	観光協会		
	片桐 和江	育児ネットめむろ		
	青木 昇	青少年健全育成協議会		
	河合 友子	老人クラブ連合会		
	久保 一光	文化協会		
30名				

第4期芽室町総合計画の策定にあたって

1 策定の背景

芽室町は、平成8年度に「緑の風の中で～自然と人にやさしい町をめざして～」を将来像とする「第3期芽室町総合計画（H8～H22）」を策定し、まちづくりをすすめてきました。

しかし、平成12年に施行された地方分権一括法により国、道、市町村は対等な関係になり、地域のことは地域で決め、その責任は地域が負う時代へと変わりました。また、市町村合併については、平成15年8月に帯広市・中札内村とともに任意合併協議会を組織し、合併の可能性を検討しましたが、平成16年2月、当面、合併をしないで「自主・自立のまちづくり」を進めていく方針を決定しました。

このように、第3期総合計画策定当時に比べ、社会経済状況など地域を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、「第3期芽室町総合計画」を平成19年度をもってあえて打ち切り、平成20年度から「第4期芽室町総合計画」をスタートすることとしました。

2 総合計画とは

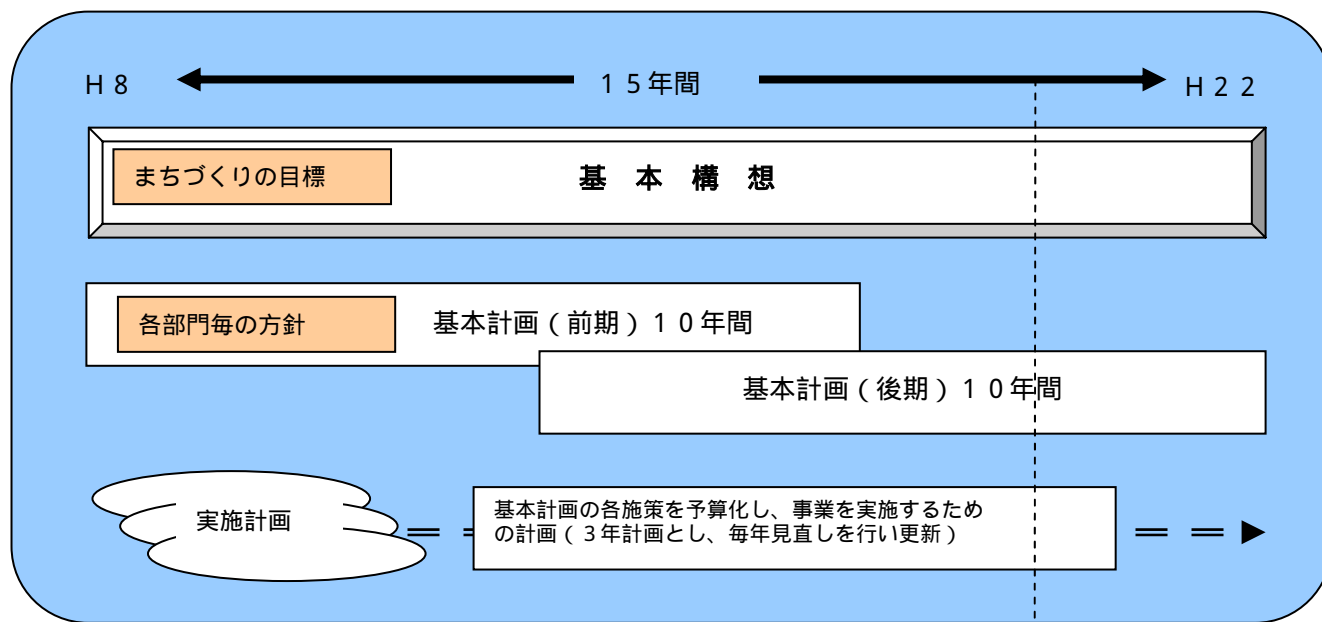
総合計画の意義

市町村事務の処理にあたって、地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るための構想など、総合的・長期的なまちづくりの方針・指針となるもの。

第3期総合計画の構成

区分	概要	用途
基本構想	まちの将来像、まちづくりの方向性（施策の大綱）	冊子化し、まちづくりの指針として活用
基本計画	基本目標、主要施策、主要施策の内容（主要事業）	
実施計画	基本計画の各施策を予算化し、事業を実施するための計画（3年計画とし、毎年見直しを行ない更新）	事業費1千万円以上の事業等を審査し、予算編成に反映

3 第3期総合計画の構成イメージ

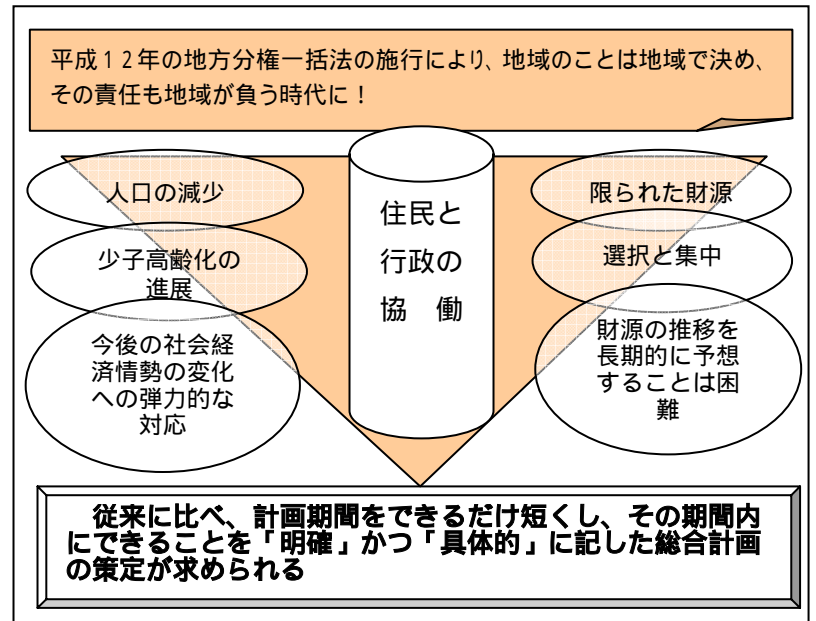


時代の変化・環境の変化に対応するため、平成19年度をもって打ち切り、平成20年度から、構成を見直した「第4期総合計画」としてスタート

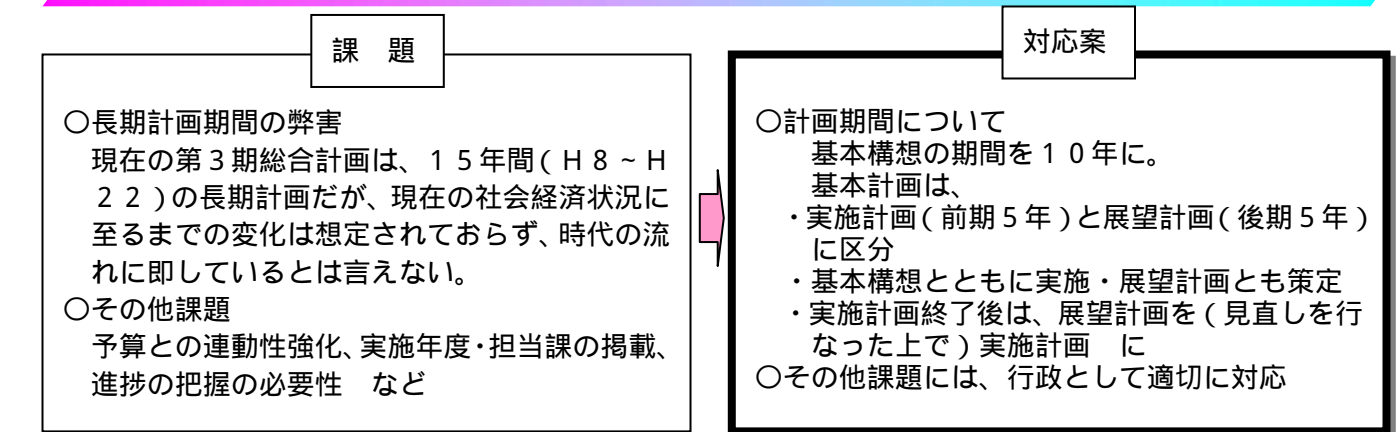
4 計画行政の更なる重要性

平成12年に施行された地方分権一括法により、全国一律の自治体運営から、自己決定・自己責任の時代へと変わりました。自治体を取り巻く社会・経済状況と今後の変化を考えると、これからの自治体経営は、「財源に見合った経営」、「住民・地域・企業・行政の役割分担」、「選択と集中」といった視点が必要となります。

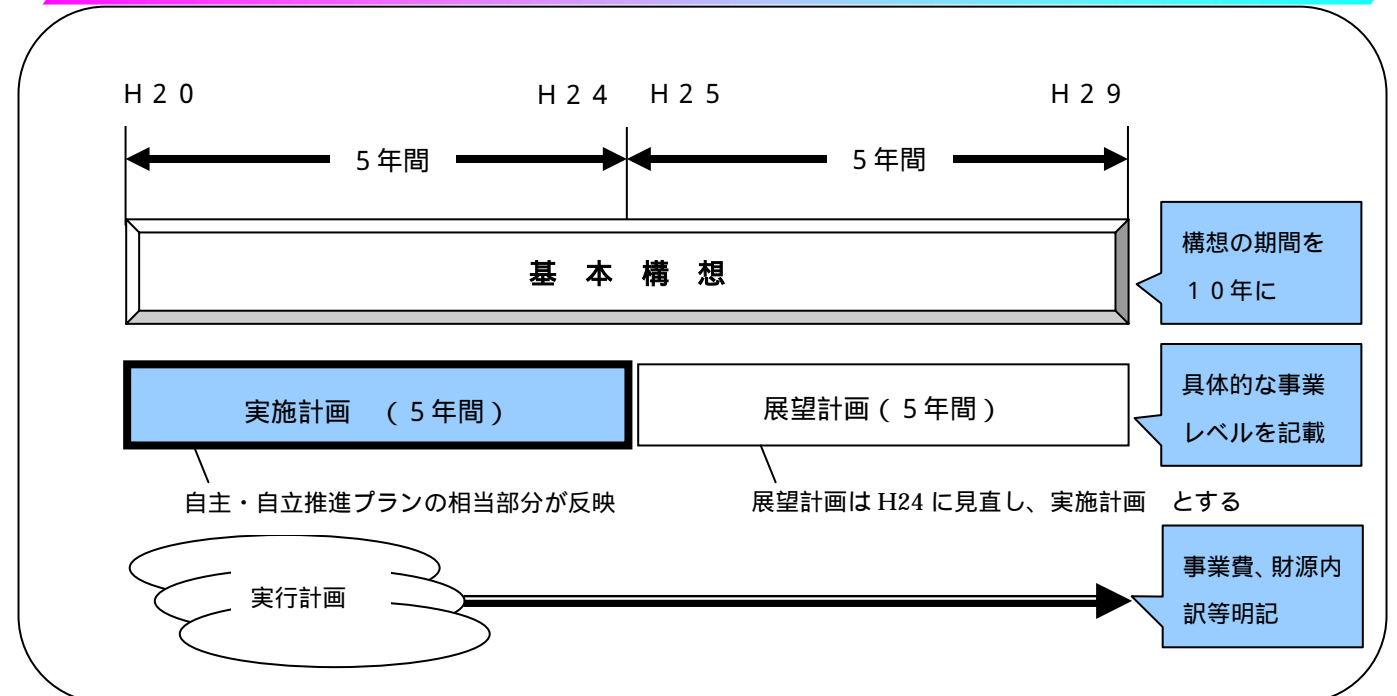
また、財源の推移などを見通す上で長期的な予想は困難であるので、計画期間をできるだけ短く設定し、その期間内のできることを明確かつ具体的に設定するような総合計画の策定が必要となります。



5 現在の総合計画の課題とその対応



6 第4期総合計画の構成イメージ(案)



第3期・第4期総合計画の比較ポイント

第3期総合計画の基本構想・基本計画（例示）

1 基本構想（政策・施策レベル）

第3期総合計画	第4期総合計画（案）
位置付け まちづくりの目標と基本方向、施策の大綱などを明らかにし、基本計画を方向づけるもの	位置付け 同左
期間 15年間（H8～H22）	期間 10年間（H20～H29）
構成 町の将来像 人口指標 施策の大綱 土地利用基本計画 計画の実現に向けて	構成 検討委員会の討議において決定 （左記 及び は計画の骨子であるため必須）

2 基本計画（施策・基本事業レベル）

第3期総合計画	第4期総合計画（案）
位置付け 基本構想を実現するために、各部門ごとに現況と課題、基本施策を明らかにし、実施計画に基本方針を与えるもの	位置付け 左記に加え、事務事業レベルの、より具体的な内容を記載するものとする
区分 前期基本計画（10年） 後期基本計画	区分 前期5年を実施計画、後期5年を展望計画とする。（展望計画はH24に見直し、実施計画として扱う）
策定期期 前期基本計画終了時に後期基本計画を策定	策定期期 実施計画・展望計画を同時に策定
その他 担当課・実施時期の明示 なし 進捗管理・途中見直し なし	その他 担当課・実施時期の明示 あり 進捗管理・途中見直し あり（結果公表）

3 実行計画（事務・事業レベル）

第3期総合計画	第4期総合計画（案）
名称：実施計画	名称：実行計画
位置付け 基本計画の各施策を予算化し、事業を実施するための計画（3年計画とし、毎年見直しを行い更新） 基本構想・基本計画に基づいた政策体系化が細部まで図られていないとは言い切れない。	位置付け 同左 基本構想・実施計画に基づいた政策体系化をあらためて整理し、事務・事業との連動の強化を図る。

1 基本構想

芽室町の将来像

緑の風の中で
- 自然と人にやさしい町をめざして -

(1) 自然と人間が共生するまちづくり

(2) 農業を核とした活力に満ちたまちづくり

(3) 健康でおもいやりのあるまちづくり

(4) うるおいのある快適なまちづくり

(5) 個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり

本町は、日高連峰を背景に十勝川、美生川、芽室川、ピウカ川の河川を有する緑と水に恵まれた町です。
この美しく豊かな自然環境は町民の誇りであり、自然と人間が共生するまちづくりを進めます。

施策の大綱

自然と人間が共生するまちづくり

うるおいのある自然環境の保全

美しい自然景観の保全

自然を守る意識づくり

日高山脈襟裳国定公園に指定されている日高山脈（中略）など緑と水と空気の快適な自然環境は生活にうるおいを与え、広大な農地を育み、この町に暮らす自信と誇りを与えてくれます。
（中略）
この美しい自然環境を将来にわたって保全するために、生産活動や開発にあたっては、環境への影響に十分配慮し自然環境の保全を進めます。

2 基本計画

うるおいのある自然環境の保全

自然環境の保全

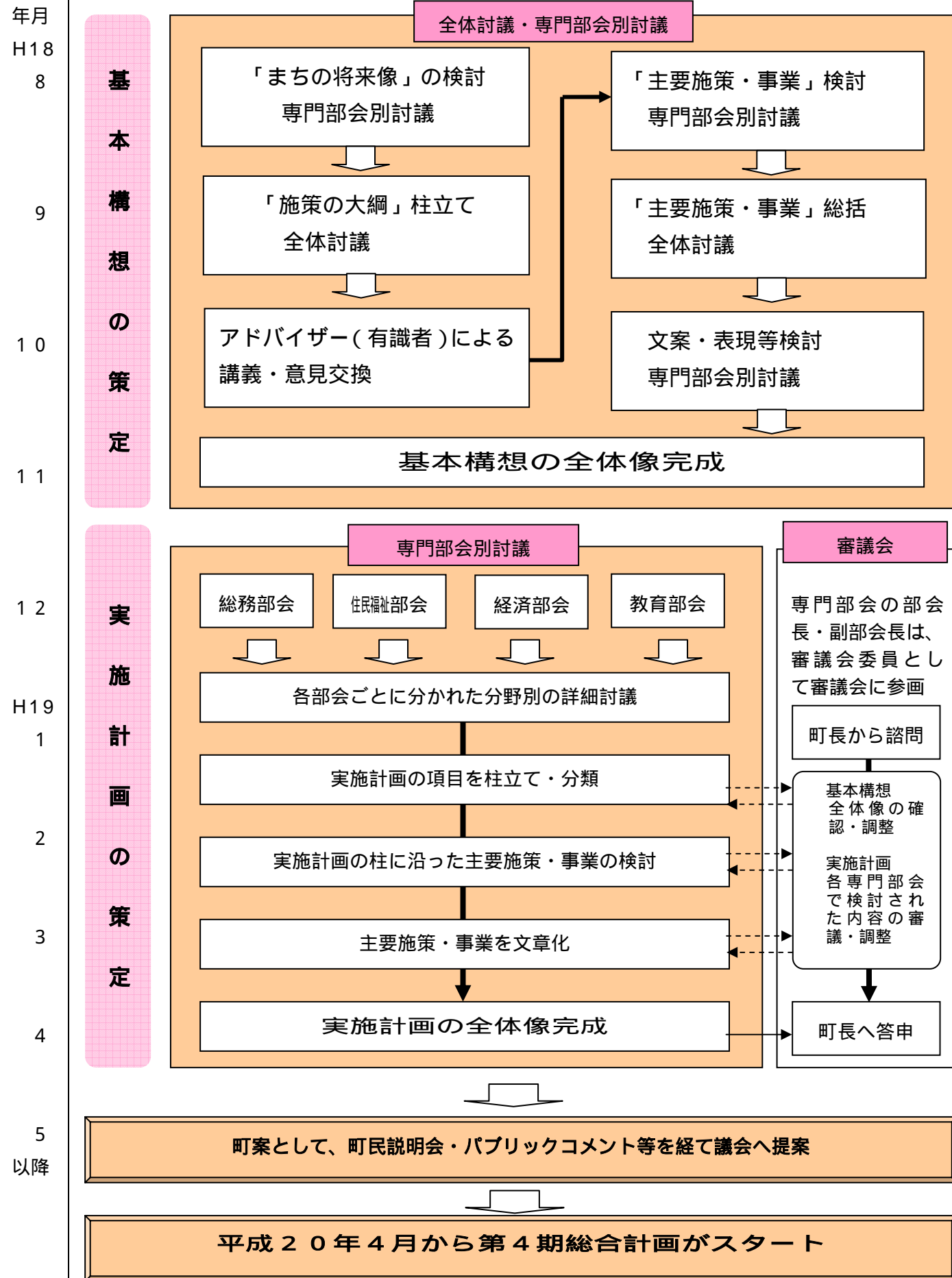
自然と調和したまちづくり

- ・「自然公園法」に基づく日高山脈襟裳国定公園、「北海道自然環境等保全条例」に基づく学術自然保護地区の嵐山・新嵐山・西士狩地区や環境緑地保護地区の芽室公園など、特に貴重な自然地域の保全とその拡大を図ります。
- ・下水道の整備・利用の促進、農場・事業所からの排水対策の推進、農業・肥料の適正使用の促進により河川の水質保全を図ります。
- ・森林の公益的機能の維持・保全に努めます。

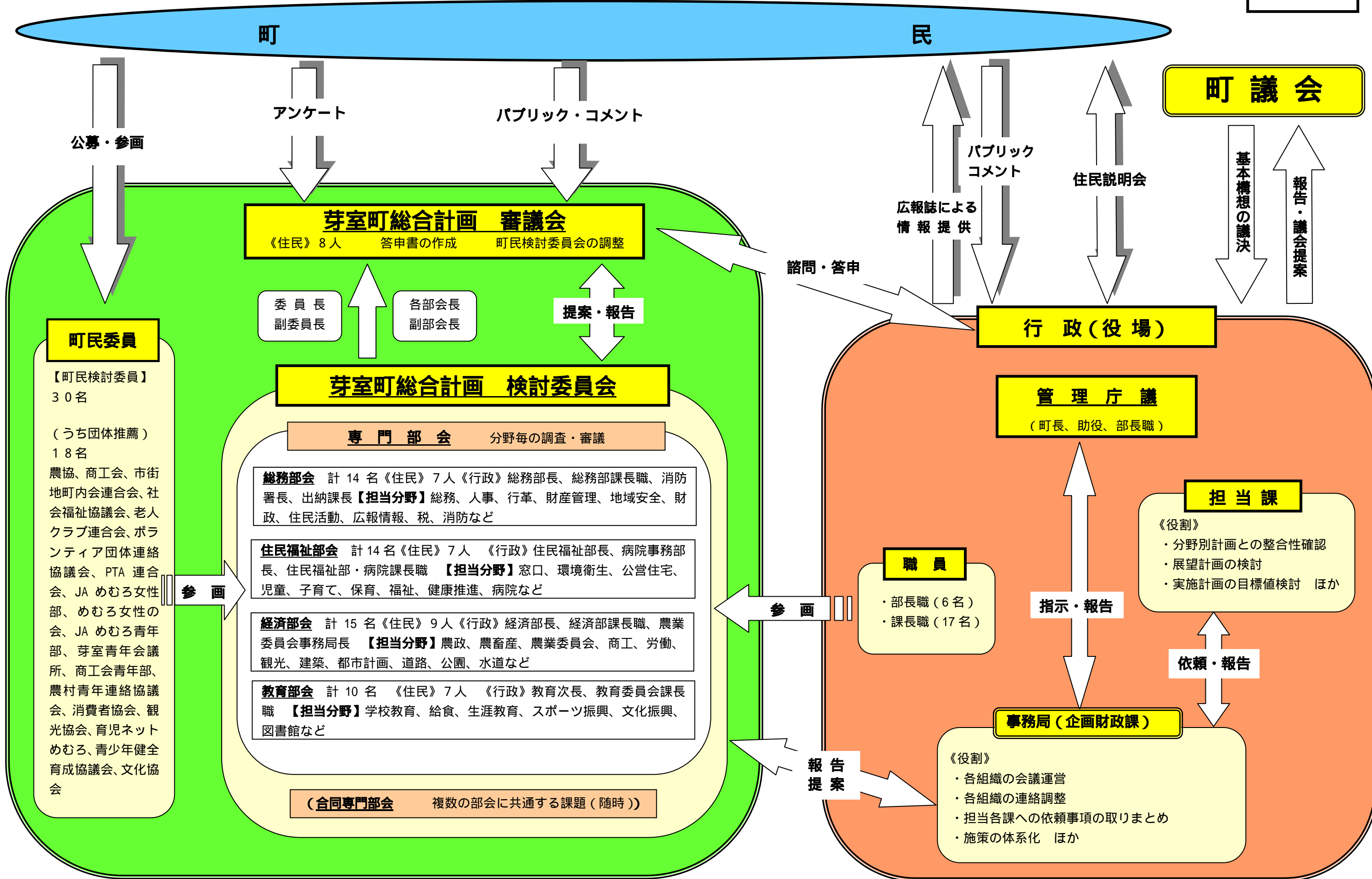
基本構想及び実施計画の策定手順 概要

第4期総合計画の検討に係る各組織の役割

資料 3



組織名	役割	備考
町民検討委員会	構成：町民検討委員、町の部課長職 第4期総合計画の策定に関する調査・研究 主に基本構想の検討	
町民検討委員会 専門部会	構成：同上 総合計画の総務・住民福祉・経済・教育の各 分野毎の調査・研究 主に基本計画（実施計画）の検討	3期計画に比べ、4期 計画では、基本計画が 大きな変更となるた め、専門部会の役割は 大きい
総合計画審議会	構成：専門部会の部会長・副部会長 町長の諮問機関であり、町長から総合計画の 策定について諮問を受け、基本構想及び実施 計画を策定、答申 基本構想全体像の確認及び調整 専門部会の検討内容（実施計画）の確認及び 調整	基本計画の検討は専 門部会が担うため、審 議会は、その内容の確 認と共通認識が主と なる
行政（役場）	[各部各課] 第4期総合計画と分野別個別計画との整合性 の確認 展望計画の検討 実施計画の目標値検討	
	[事務局] 各組織の会議運営・連絡調整 施策・事業に関する担当課との調整・とりま とめ 施策の体系化	



芽室町総合計画町民検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 芽室町第4期総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関する調査・研究をするため、芽室町総合計画町民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合計画の策定に関し、概ね次に掲げる事項について、調査・研究する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 実施計画の策定に関する事項
- (3) その他総合計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織し町長が委嘱する。

- (1) 町内の各種団体からの選出者、町民公募による応募者
- (2) 町の部長職及び課長職、教育委員会の次長及び課長職、公立芽室病院の事務部長及び課長職、農業委員会事務局長、消防署長

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人

2 役員は、委員の互選とする。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から設置目的が達成されるまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に行われる委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、公開するものとする。

(専門部会)

第 7 条 委員会に提案する事項の調査研究及び調整のため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、概ね 4 部会程度とし、設置部会及び担当分野については、委員会の討議のもと、会長が委員会に諮り定めるものとする。

3 専門部会の委員は、第 3 条に定める委員の中から、委員の希望を尊重しながら委員長が指名する。

4 専門部会の部会長及び副部会長は各 1 名とし、各専門部会委員の互選とする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、総務部企画財政課企画財政グループに置く。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員会の各委員の報酬及びその職務を行うために要する費用は、支給しない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 8 月 2 日から施行する。

第4期芽室町総合計画 詳細スケジュール(案)

[H 1 8 年度]

月	時期	内 容	月	時期	内 容
H18年 4	上旬		1 0	上旬	<u>検討委員会 (全体・グループ討議)</u>
	中旬			中旬	
	下旬			下旬	<u>検討委員会 (全体・グループ討議)</u>
5	上旬		1 1	上旬	
	中旬			中旬	<u>検討委員会 (基本構想概要策定)</u>
	下旬			下旬	<u>専門部会 (分野別討議)</u>
6	上旬		1 2	上旬	<u>総合計画審議会</u>
	中旬			中旬	<u>専門部会 (分野別討議)</u>
	下旬			下旬	基本構想(概要版)発行
7	上旬		H19年 1	上旬	<u>専門部会 (分野別討議)</u>
	中旬			中旬	住民説明会(町民向け講演会)
	下旬			下旬	住民説明会 <u>専門部会 (分野別討議)</u>
8	上旬	<u>検討委員会 (全体説明)</u>	2	上旬	住民説明会 <u>総合計画審議会</u>
	中旬			中旬	<u>専門部会 (分野別討議)</u>
	下旬	<u>検討委員会 (全体・グループ討議)</u>		下旬	議会常任委員会へ中間説明
9	上旬	<u>検討委員会 (全体・グループ討議)</u>	3	上旬	
	中旬			中旬	<u>専門部会 (基本計画概要策定)</u>
	下旬	<u>検討委員会 (アドバイザー講義)</u> 議会常任委員会へ中間説明		下旬	<u>総合計画審議会</u>

[H 1 9 年 度]

月	時期	内 容	月	時期	内 容
H19年 4	上旬		1 0	上旬	
	中旬	<u>専門部会</u> (目標値設定・部会検討終了)		中旬	
	下旬			下旬	
5	上旬		1 1	上旬	
	中旬	<u>検討委員会</u> (計画全体案完成)		中旬	
	下旬	<u>総合計画審議会</u> (答申)		下旬	
6	上旬	管理庁議 (町としての素案確定)	1 2	上旬	
	中旬	議会常任委員会へ説明		中旬	議会議決 <u>検討委員会</u> (議会結果など最終報告)
	下旬	パブリックコメント手続開始 住民説明会		下旬	
7	上旬	住民説明会	H20年 1	上旬	
	中旬	住民説明会	中旬	印刷発注	
	下旬	パブリックコメント手続終了	下旬		
8	上旬	管理庁議 (町としての最終案確定) 全体庁議	2	上旬	
	中旬			中旬	
	下旬			下旬	
9	上旬		3	上旬	
	中旬	議会提案		中旬	製本完成
	下旬			下旬	

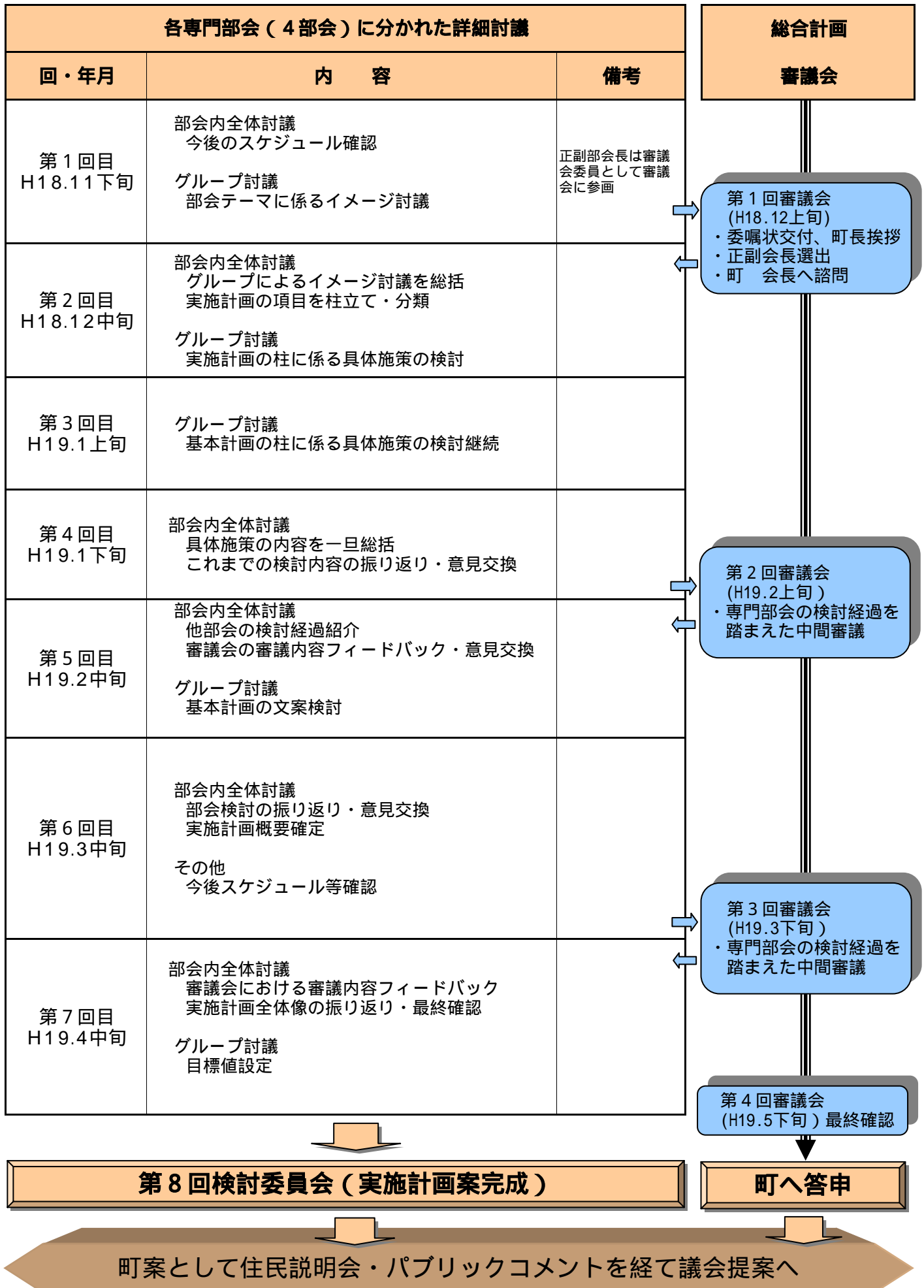
基本構想 策定スケジュール（案）

回・年月	内 容	備 考
第1回目 H18.8 月上旬	・町長挨拶 ・委嘱状交付 内 容 検討概要、検討体制、スケジュール説明 質疑応答・意見交換 各専門部会の部会長・副部会長選出 討議課題集の配布	
第2回目 H18.8 下旬	全体討議 討議課題集を基に意見交換・質疑応答 専門部会別討議 「まちの課題」抽出 「まちの将来像」について討議	
第3回目 H18.9 月上旬	全体討議 各グループによる「まちの将来像」を一旦総括 まちの将来像（施策の大綱）の柱立て・分類（4～5分類） 専門部会別討議 「必要な政策・施策」の検討	3期総計「まちの将来像（施策の大綱）」 自然と人間が共生する まちづくり 農業を核とした活力に満ちた “ 健康でおもいやりのある “ うるおいのある快適な “ 個性豊かな人づくりと女性参加の “
第4回目 H18.9 下旬	講義（勉強会） アドバイザーによる講義 * 北海道大学公共政策大学院 山崎助教授への依頼を想定 意見交換	基本構想策定の意義・大要に対する入口議論を終え、本格的に政策・施策を検討していく前段であることから、 計画行政の重要性・必要性（計画を基本とした政策体系） 基本構想・基本計画の活かされ方（具体性や予算・評価との連動性） など、委員の皆さんが改めて共通認識を図る機会を設ける意味で実施。
第5回目 H18.10 月上旬	専門部会別討議 「必要な政策・施策」の検討継続 基本構想の構成について検討	3期総計の基本構想の構成 芽室町の将来像 人口指標 施策の大綱 土地利用基本構想 計画の実現に向けて
第6回目 H18.10 月下旬	全体討議 「必要な政策・施策」について一旦総括 基本構想の構成について一旦総括 専門部会別討議 「施策の大綱」の文案検討 その他 今後の実施計画の策定体制について説明 今後スケジュール（専門部会・審議会）案説明	
第7回目 H18.11 月上旬	全体討議 基本構想の概要（素案）完成 内容全体を通して意見交換 その他 今後スケジュール等確認	



実施計画の策定へ移行

実施計画の策定・審議会開催予定（案）



専門部会配置(案)

資料 8

(敬称略：順不同)

組織名	人員	構成メンバー			
		町 民	所属団体	行 政	役 職
総務部会 担当分野 総務、人事、行革 財産管理、地域安全 出納、財政、住民活動 広報情報、税、消防	14名	堂畑 忠雄	市街地町内会連合会	中島 直隆	総務部長
		鳥本 勝信	青年会議所	山崎 光男	消防署長
		熊谷 良二		鈴木 昇	総務課長
		太田 光子		手島 旭	企画財政課長
		小山 友子		関澤 正茂	税務課長
		立川 美穂		加藤 光幸	税務課参事
		常通 直人		佐野 寿行	出納課長
住民福祉部会 担当分野 環境衛生、児童、子育て 保育、福祉、介護 国保、年金、健康 病院	14名	明瀬 幸子	社会福祉協議会	笹島 優司	住民福祉部長
		河合 友子	老人クラブ連合会	斎藤 明彦	病院事務部長
		菊地 幸子	ボランティア団体連絡協議会	西科 純	住民生活課長
		佐藤 正行	消費者協会	伊藤 義孝	住民生活課参事
		片桐 和江	育児ネットめむろ	江口 久子	保健福祉課長
		武藤 保宏		小笠原 力	特老ホーム施設長
		田部ミサ江		江口美生男	病院庶務課長
経済部会 担当分野 農政、林政、農畜産 商工、労働、観光 建築、都市計画、道路 公園、土木、水道	15名	西本 富行	農業協同組合	清野 公平	経済部長
		家内 裕典	商工会	谷保 義明	農林課長
		赤澤 一	商工会青年部	木村 淳彦	商工都市振興課長
		猪野毛勝啓	観光協会	安田 敦史	商工都市振興課参事
		後藤 裕子	JAめむろ女性部	吉田 正博	建設水道課長
		上谷 秀靖	JAめむろ青年部	高橋 一夫	農業委員会事務局長
		高原 健一	農村青年連絡協議会		
		岡山美椰子			
		三好 佳子			
教育部会 担当分野 学校教育、給食 生涯教育、スポーツ振興 文化振興、図書館	10名	舟渡 秀博	PTA連合会	後藤 雅	教育次長
		中村 美苗	芽室町女性の会	紺野 裕	学校教育課長
		青木 昇	青少年健全育成協議会	黒田 豊	社会教育課長
		久保 一光	文化協会		
		村瀬 弘道			
		荘司 和子			
		島影由里香			
合 計	53名	30名		23名	

1 はじめに

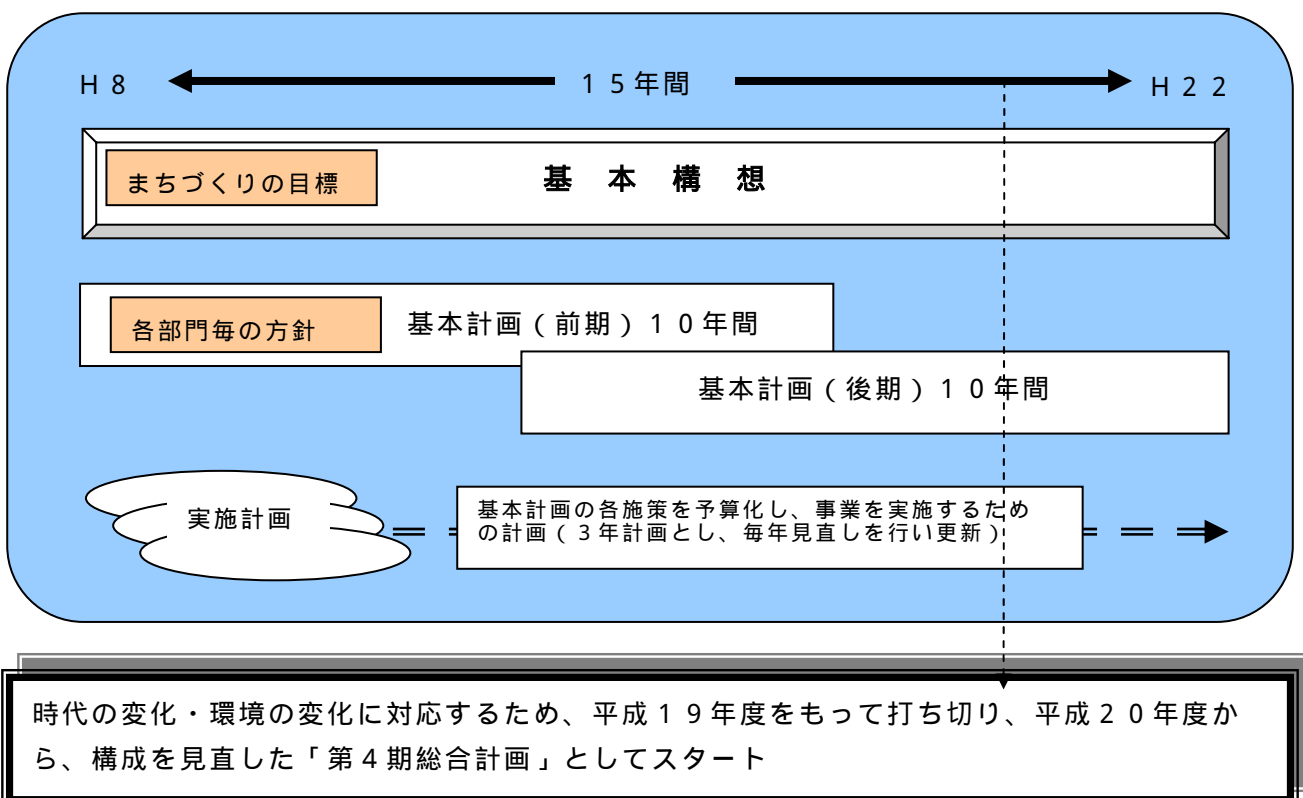
芽室町は、平成8（1996）年度に「緑の風の中で～自然と人にやさしい町をめざして～」を将来像とする「第3期芽室町総合計画」（平成8年度から平成22年度までの15年間）を策定し、「自然と人間が共生するまちづくり」「農業を核とした活力に満ちたまちづくり」「健康でおもいやりのあるまちづくり」「うるおいのある快適なまちづくり」「個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり」をまちづくりの目標として、その実現に取り組んできました。

平成8年当時は、国や北海道が策定した計画は、町の上位計画と位置づけていました。しかし、平成12年に施行された「地方分権一括法」により、国、道、市町村は対等な関係になり、地域のことは地域で決め、その責任は地域が負う時代へと変わりました。

また、国は危機的な財政状況のもと、平成11年以降、市町村合併を強力に推進しました。芽室町においても、平成15年8月帯広市・芽室町・中札内村任意合併協議会を組織し、合併の可能性を検討しましたが、自立を望む町民の声が大勢を占めていましたので、平成16年2月、当面、合併をしないで「自主・自立のまちづくり」を進めていく方針を決定しました。この方針に基づき、町民検討会議が策定した「芽室町自主・自立構想」を尊重し、具体的なまちづくりの実施計画として、平成17年3月に「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

このように、第3期総合計画策定時に比べ、社会経済状況など地域を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、「第3期芽室町総合計画」を、平成19年度をもってあえて打ち切り、平成20年度から「第4期総合計画」をスタートすることとしました。

第3期芽室町総合計画の構成イメージ



2 現状分析

(1) 人口の状況

本町の人口は、昭和 35 (1960) 年の 17,839 人をピークとして、昭和 45 (1970) 年の 15,571 人まで減少しましたが、その後、昭和 60 (1985) 年の 16,731 人へと増加をみせましたが再び減少し、平成 2 (1990) 年には 16,577 人となりました。(国勢調査)

しかし、平成 3 (1991) 年以降、帯広市など十勝圏域からの流入、とりわけ平成 14 年度から開始した東芽室地区の宅地開発により、人口が増加しています。平成 12 年度と比較し、平成 17 年度国勢調査では人口の伸び率 4.1%と、全道の市町村の中で、6 番目の伸び率を示しました。

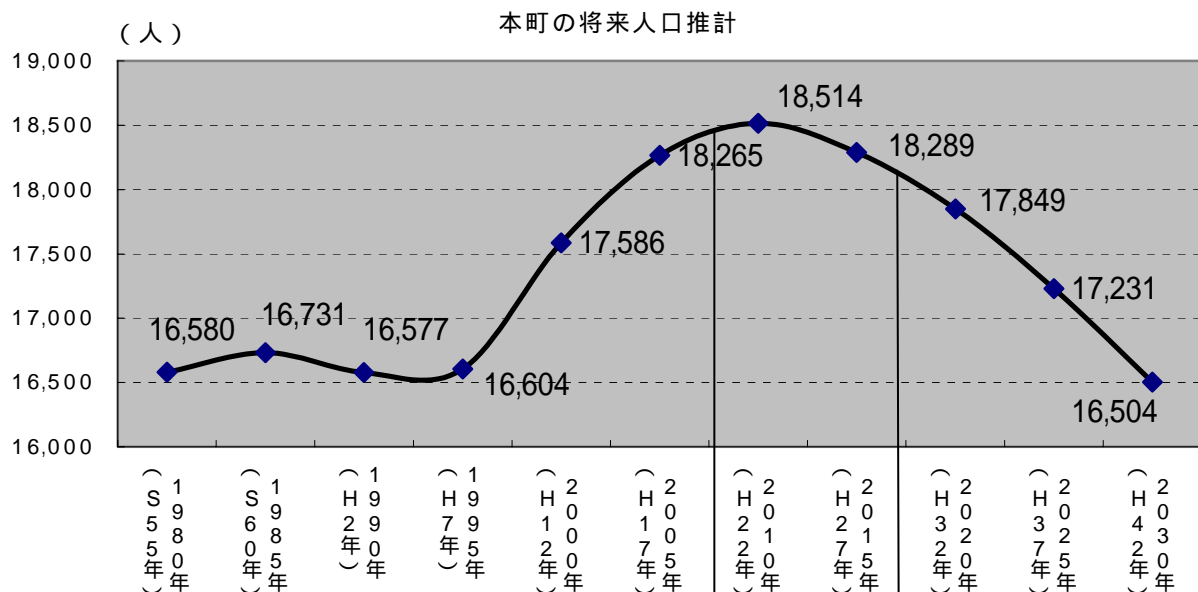
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成 22 (2010) 年にピークを迎え 18,514 人にまで増加すると推計されています。

しかし、その後は全国的な状況と同様に、減少の一途をたどり平成 42 (2030) 年には、16,504 人にまで減少すると推計されています。

なお、今後の人口推計値から推測した場合、第 4 期総合計画の最終年となる平成 29 (2017) 年の人口は、既にピークを過ぎ、18,113 人になると予測されます。

構成比別では、年少人口 (0~14 歳) 比率の減少と老年人口 (65 歳以上) 比率の増加傾向が続いており、このまま推移すると、平成 22 (2010) 年には、年少人口 15.5%、老年人口 23.1%となり、第 4 期総合計画の最終年となる平成 29 (2017) 年には、年少人口 14.4%、老年人口 26.9%になると予測されます。

芽室町の場合、住民基本台帳による人口より国勢調査の人口の方が少なくなっています。



第 4 期総合計画の期間内において、人口のピークを迎え、その後減少。

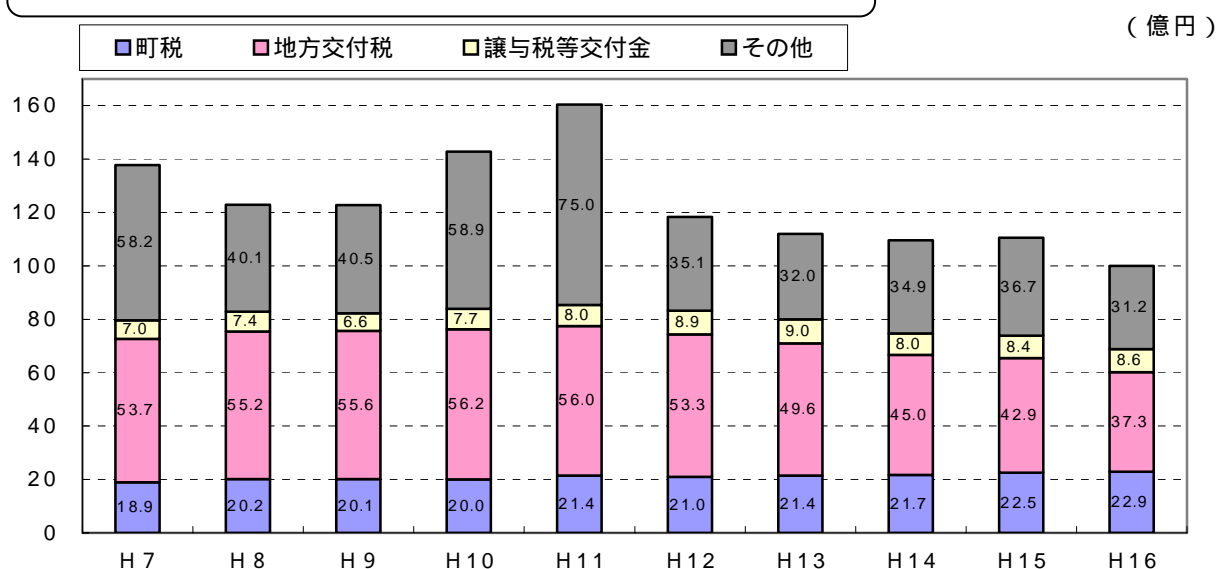
第 4 期総合計画の期間 (H20~H29)

(2) 財政の状況

収入の推移

本町の財政は、地方交付税など、国や道などの財源に大きく依存しています。町の自主財源である町税については、人口の増加などにより若干上向きになってはいますが、地方交付税の減少が非常に大きく、町の収入も減少しています。

地方交付税は、ピーク時と比較して約19億円も減少しています。

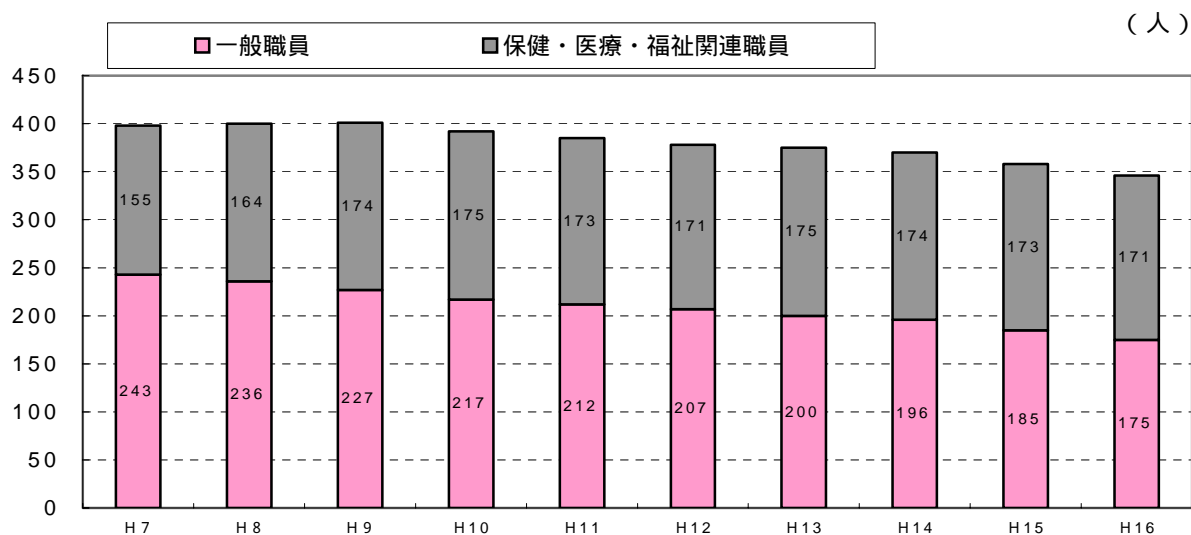


職員数の推移

職員数については、これまでも退職者と同じ数の採用（補充）をしてきたわけではなく、町としても社会情勢の変化や町の財政状況などを見極めて、人員削減を進めてきました。

少子高齢社会への対応や町民の健康を守るため、保健・医療・福祉関連職員については、職員数を増員しています。

一般職員は、10年前と比較して約3割減少しています。



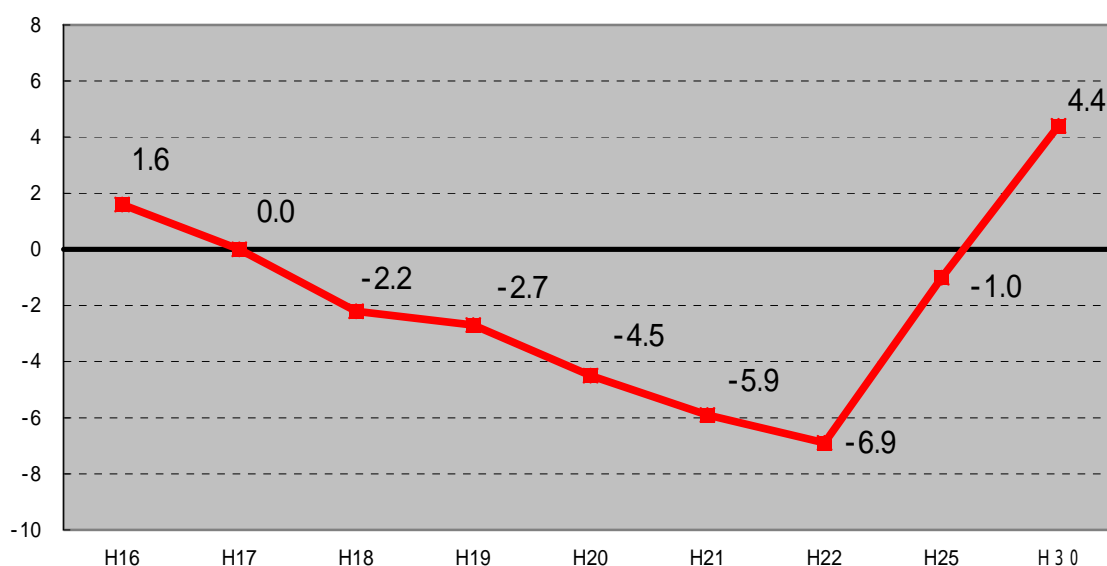
財政シミュレーション（年度別収支）と基金残高

財政シミュレーション（年度別収支）は、現在の財政制度が継続するという前提のもとに作成しており、芽室町の収入は、地方交付税や補助金など、国や道などの状況に大きく左右されることから、毎年度見直しを行い、「芽室町自主・自立推進プラン」において公表しています。

「芽室町自主・自立推進プラン」の取組内容を反映しても、**平成18年度以降は、赤字の状態が続くため、予算を編成していくためには、今ある「基金（貯金）」の取り崩しを行わなければなりません。**

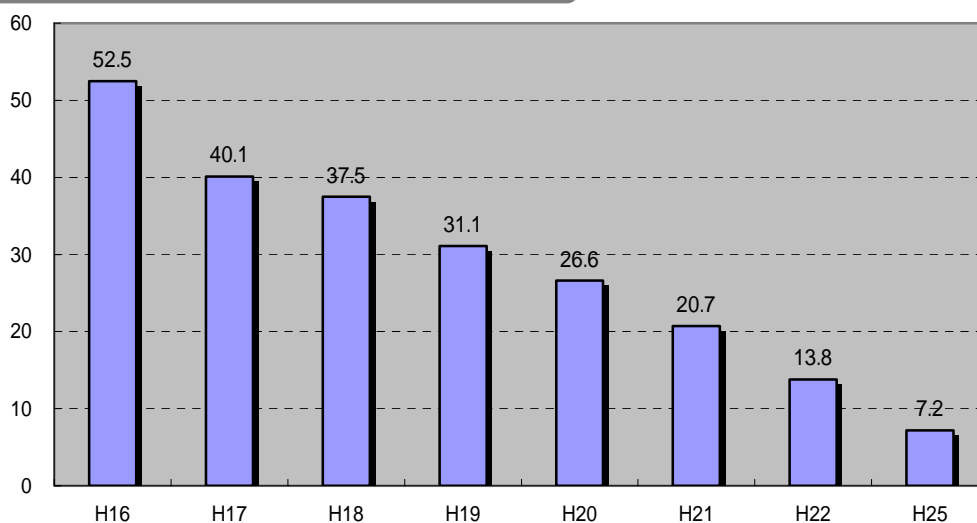
財政シミュレーション（年度別収支）

（億円）



基金（貯金）残高の推移

（億円）



H18以降、予算を編成するためには基金（貯金）の取り崩しが必要

3 総合計画の課題と目指す姿

1 環境の変化に対応するために

(1) 自己決定・自己責任（地方分権）

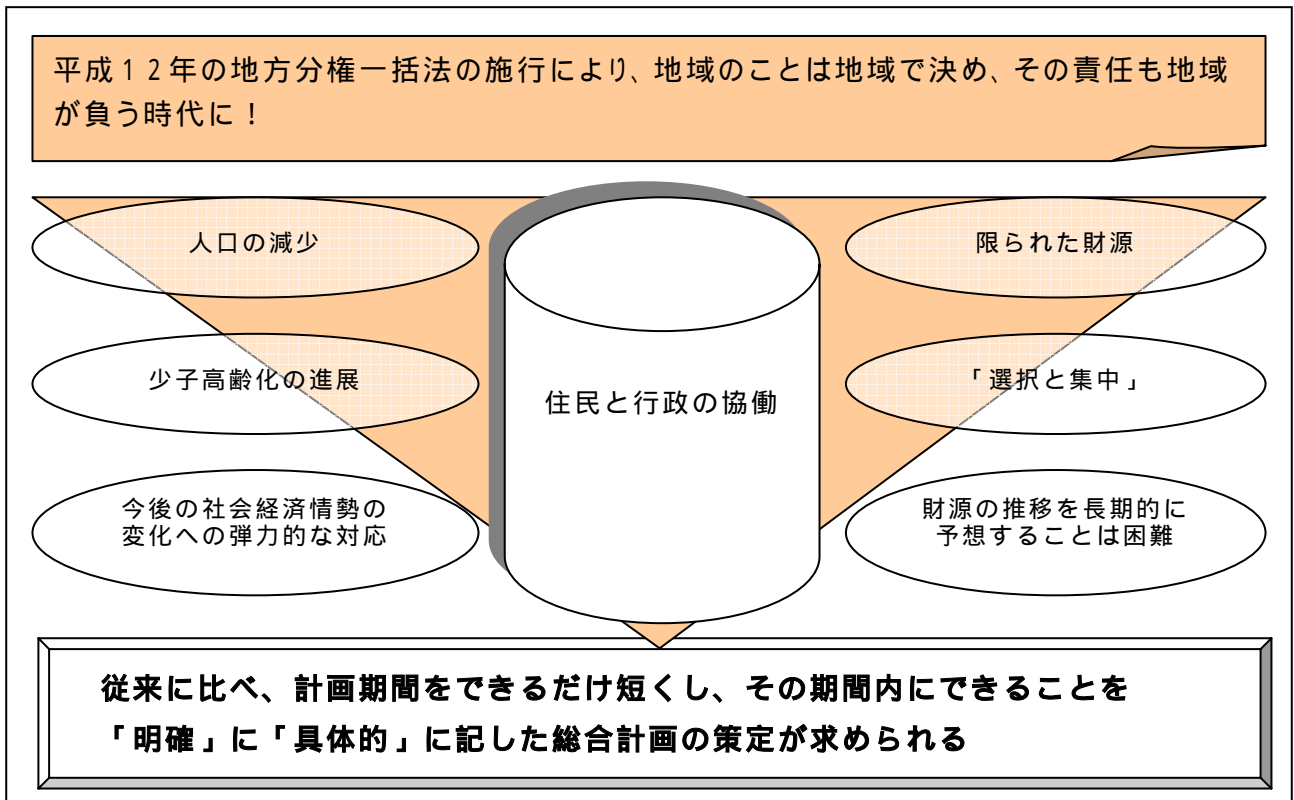
これまで国による指針や通達などにより、全国一律で実施されてきた自治体運営は、平成12年に施行された「地方分権一括法」により、国や都道府県との関係も対等なものとなり、「地域のことは地域で決め（自己決定）、その責任も地域が負う（自己責任）」時代へと変わりました。

(2) 計画行政の更なる重要性

自治体経営を取り巻く社会・経済状況と今後の変化を考えると、これからの自治体経営には、「**財源に見合った経営**」、「**住民・地域・企業・行政の役割分担**」、「**選択と集中**」といった視点が必要となりますが、その推進には**具体的な方針や実施時期などを盛り込んだ計画**が必要となります。

また、財源の推移などを見通す上で長期的な予想は困難であるので、計画期間をできるだけ短く設定し、その期間内に**できることを明確かつ具体的に設定**するような総合計画の策定が必要となります。そして、そのためには、総合計画の構成である「構想」と「計画」の枠組みのうち、「計画」の部分については、より具体的な事業を実施時期などとともに記載されることが望ましいと考えられます。

今後は、町民の皆さんとともに、首長や職員が「総合計画」を更に意識しながら、まちづくりを進めていくべきであります。



2 現在の総合計画の課題

(1) 長期計画期間の弊害

現在の「第3期芽室町総合計画」は、平成8年度から平成22年度までの15年間の長期計画として策定されました。

しかし、策定当時としては、現在の社会経済状況に至るまでの変化は想定されていません。例えば、町の予算総額や地方交付税については、平成11年度予算までは年々増加していましたが、その後急激に減少しています。また、人口推計では、平成22年度には21,000人を想定していましたが、それほどの伸びではありません。

さらに、現在は、計画策定時には想定されていない介護保険制度の導入など新たな取組もあり、長期的な計画であるため、社会情勢や時代の流れに即しているとは言いきれません。

(2) その他行政としての反省点

上記のほか、行政の具体的な反省点として、次の事項が挙げられます。

ただし、これらはいずれも行政内部で整理・対応すべき課題であることから、可能な限り第4期総合計画において反映させ、より分かりやすいものにしていきたいと考えています。

現在の総合計画に係る課題

- 1 予算との連動
政策形成（計画）が予算編成と必ずしも連動が図られているとは言えない。
- 2 基本計画の内容
基本計画について、項目毎に実施年度や担当課が明示されていない。
- 3 計画期間中の経年経過及び進捗状況
計画の経過把握や進捗状況が仕組み立てて整理されていない。
- 4 政策体系の整理
計画を基本とした政策体系に基づき、予算・行政評価・行政改革・人事制度などとの連動が必要と考えられるが、その政策体系が細部まで（基本構想・政策・施策・基本事業・事務事業）整理されていない。



町民の認知度・関心度は想像以上に低いものとなっていないか。

町民にとって分かりにくいものとなっていないか。

総合計画は、策定した後、十分に活かされていないのではないか。

3 総合計画の目指す姿（課題に対する対応～提案）

（1）長期計画期間の弊害への対応

課題にもあるように、社会・経済状況がめまぐるしく、急速に変化する時代においては、次期計画の**基本構想の期間を10年**とすることが適当であると考えます。

また、基本計画は、

- ・ **実施計画（前期5年）及び展望計画（後期5年）から構成**
- ・ **基本構想策定時に実施計画・展望計画とも策定**
- ・ **5年経過後（実施計画終了後）に展望計画を見直す**

ことにより、時代に即した実施計画に変更することが適当と考えます。

（2）予算との連動

現在の予算編成は、計画との連動が必ずしも図られているとは言えません。また、近年は、財政主導型の予算編成ではなく、計画に基づく予算編成が重要になってきています。

そこで、計画と予算の連動を更に強化するとともに、実施計画に載っていない事業（予測されなかった事業）については、町的意思を決定し、町民参加手続きを経て、はじめて実施が可能となる仕組みを確立することが適当であると考えます。

（3）協働のまちづくりの推進

現在の基本計画は、事業レベルではなく、施策レベルの内容であり、また、項目ごとに実施年度や担当課が明示されていないことから、町民の皆さんに分かりやすいものになっていません。

そこで、**基本計画に記載する事業については、事務事業レベルの、より具体的な内容を記載するものとし、計画事項、目標設定、実施期間、担当課を明示するとともに、めむろまちづくり参加条例などにより町民参加と公表を徹底することが適当であると考えます。**

（4）計画期間中の経年経過及び進捗状況

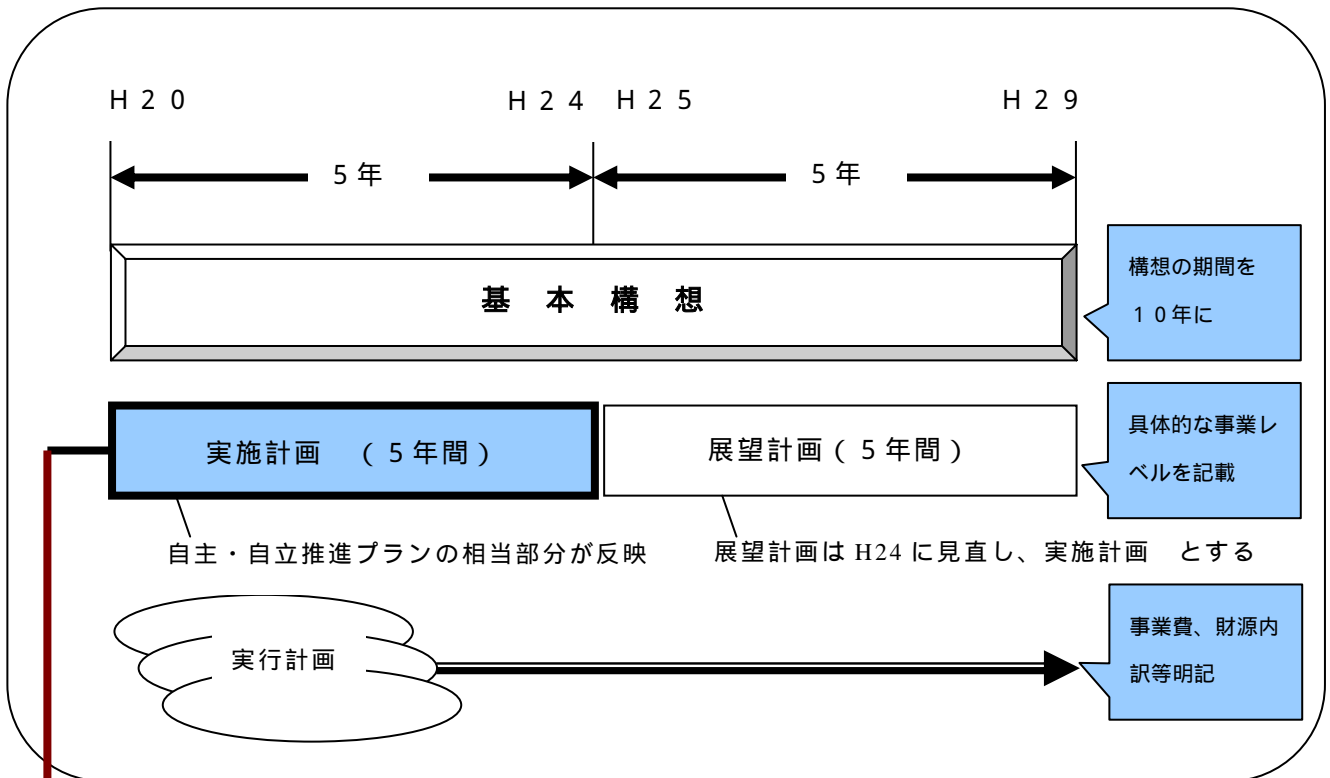
現在は、総合計画の振り返りや進捗管理、それに伴う見直しを行っていません。

そこで、実施計画は随時見直しを行うこととし、町民参加手続等により、状況の変化などに早急かつ柔軟に対応できるシステムとします。

また、実施計画を着実に推進するため、事業ごとに各年度の内容、事業費、財源内訳等の3カ年計画を「実行計画」として策定し、毎年見直しを行います。そして、実施計画・実行計画とも進捗状況を町民の皆さんに公表します。

（5）自主・自立推進プランとの関係

現在、町は、平成17年3月に策定した「芽室町自主・自立推進プラン」により、まちづくりを進めています。第4期総合計画の策定にあたっては、本プランの相当部分が反映されるよう、考慮していくべきものと考えています。



区 分	現状（第3期総合計画）	変更案（第4期総合計画）
期 間	10年以内	5年
内 容	施策レベルを記載	事務事業レベルを記載
担当課の明示	なし	あり
実施時期の明示	なし	あり
策定期間	前期計画終了時に後期計画策定	実施計画・展望計画を同時に策定し、5年後に展望計画見直し
進捗管理・途中見直し	なし	あり（結果公表）

ポイント

具体的な方針や実施時期を盛り込んだ計画に。

基本構想は、現行の第3期総合計画の「15年間」から、第4期は「10年間」に。

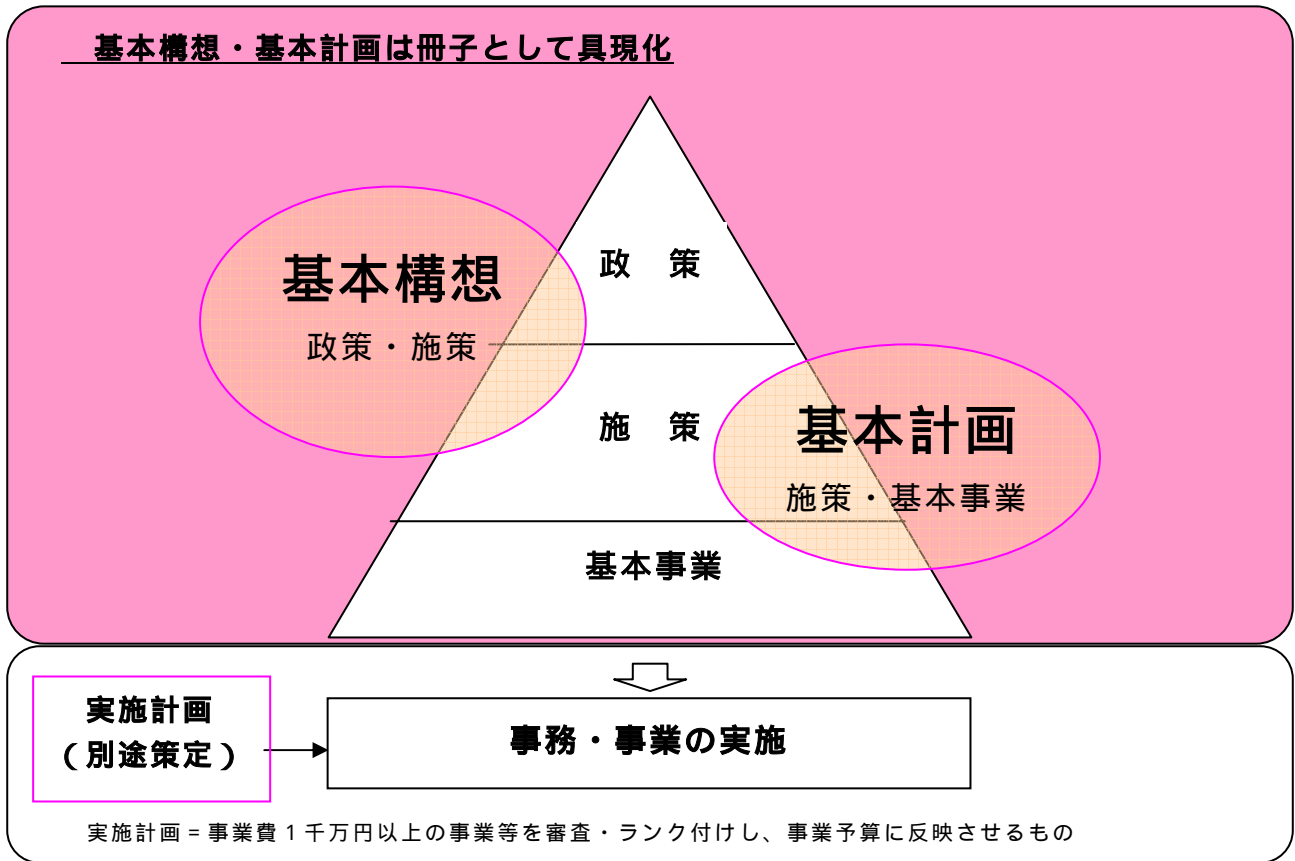
基本計画は「実施計画（5年）」と「展望計画（5年）」で構成し、「展望計画」は、5年後に改めて見直す。

実施計画は、事務事業レベルの具体的な内容を記載し、計画事項・目標設定・実施期間・担当課を明示し、町民参加と公表を徹底。

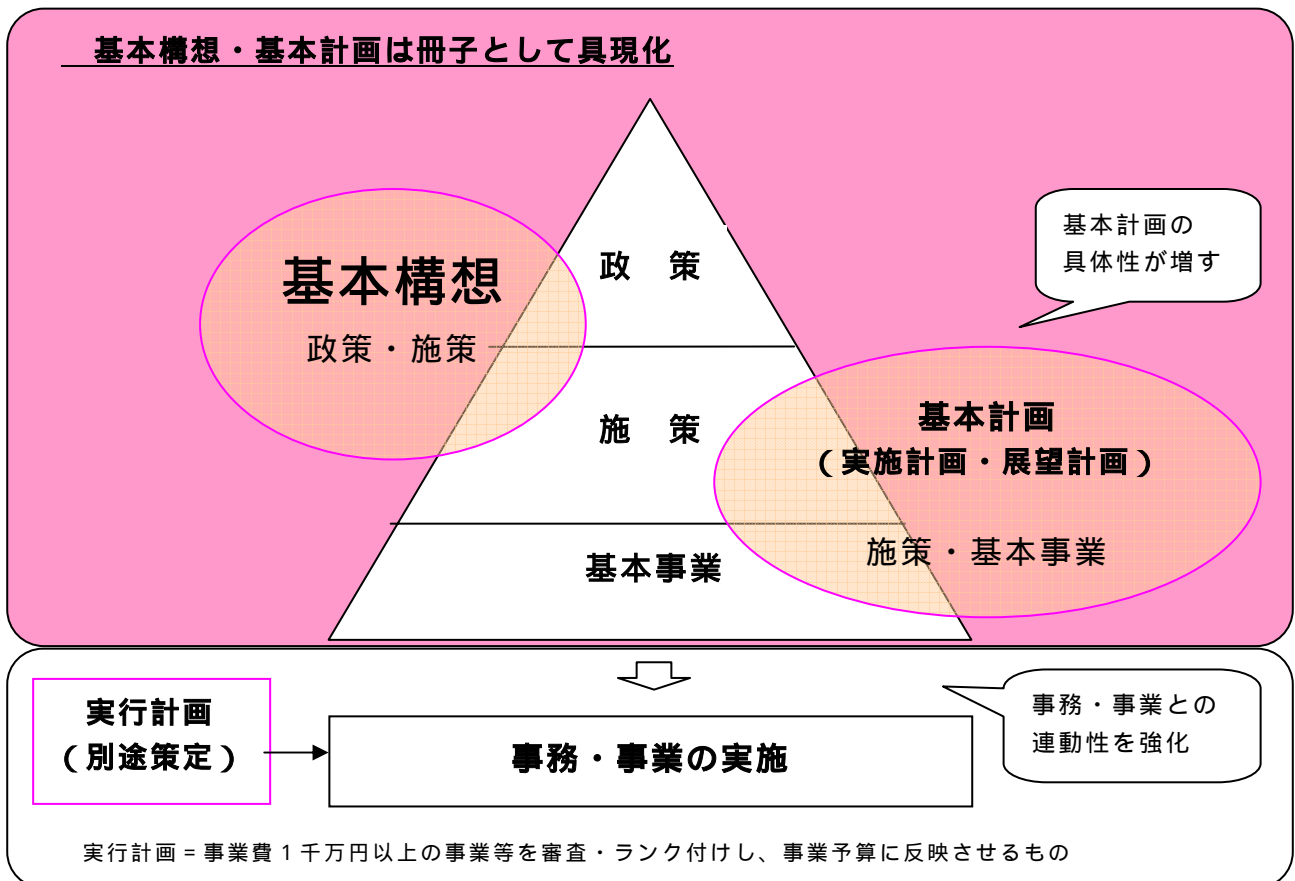
今までより更に予算編成と連動し、政策的な事業については、基本的に「実行計画」に搭載された事業を実施。

実施計画は、毎年見直しを行い、進捗状況を町民の皆さんに公表。

第3期総合計画の体系イメージ



第4期総合計画の体系イメージ



(参考)

(仮称)芽室町自治基本条例素案における総合計画の位置づけ

現在、「(仮称)芽室町自治基本条例(素案)」が、町民の皆さんで構成する組織で検討されています。この条例は、「協働のまちづくり」に向けて町民の皆さんや行政などがこのまちで活動するにあたり、その考え方や制度などを改めてルール化しようとするもので、まちの憲法ともいえます。

この中で、総合計画の策定についても規定されており、その条文素案は次のとおりとなっています。

(仮称)芽室町自治基本条例 条文素案(仮)H18.5.10 現在

(総合計画)

- 第14条 町は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想と、これを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。また、基本構想については、議会の議決を経ます。
- 2 町は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、適切な進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
 - 3 前項の審議会について、必要な事項は別に定めます。
 - 4 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもの以外は、これに基づいて実施します。
 - 5 町は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。

* point *

地方自治法第2条第4項により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、**議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め**、これに即して行うようにしなければならない。」と定められています。

1. 町は、長期的展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための計画を策定する必要があります。それが「総合計画」で、「基本構想」と「実施計画」により構成されます。「基本構想」は、地方自治法により議会の議決を必要とします。
2. **総合計画は、町の方向性を示すものであることから、町民参加は絶対必要**であり、明確にします。現状では、総合計画審議会が担いますが、将来的には町民委員会への移行も考えています。また、計画に沿って町の仕事が進んでいるか毎年確認するとともに、状況に変化があった時には見直しを行います。
3. 「芽室町総合計画審議会条例」への委任事項。
4. 総合計画は、まちづくりの最も重要な計画であり、町の仕事を計画的に行うため、国の法令で基づくものや災害などのやむを得ない場合を除いて、総合計画に従って事業を行います。
5. **総合計画は、まちづくりの最上位の計画**であることから、分野毎の計画は、総合計画と整合を取ります。

1 第3期芽室町総合計画の振り返り

基本構想

1 芽室町の将来像
緑の風の中で - 自然と人にやさしい町をめざして -

3 施策の大綱

- 1 自然と人間が共生するまちづくり
- 2 農業を核とした活力に満ちたまちづくり
- 3 健康でおもいやりのあるまちづくり
- 4 うるおいのある快適なまちづくり
- 5 個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり

2 人口指標

4 土地利用
基本計画

5 計画の実現
に向けて

基本計画

1 自然と人間が共生
するまちづくり

うるおいのある自然環境の保全

美しい自然景観の保全

自然を守る意識づくり

自然環境の保全

まちづくり

自然と調和した

..... **施策の大綱** 5項目

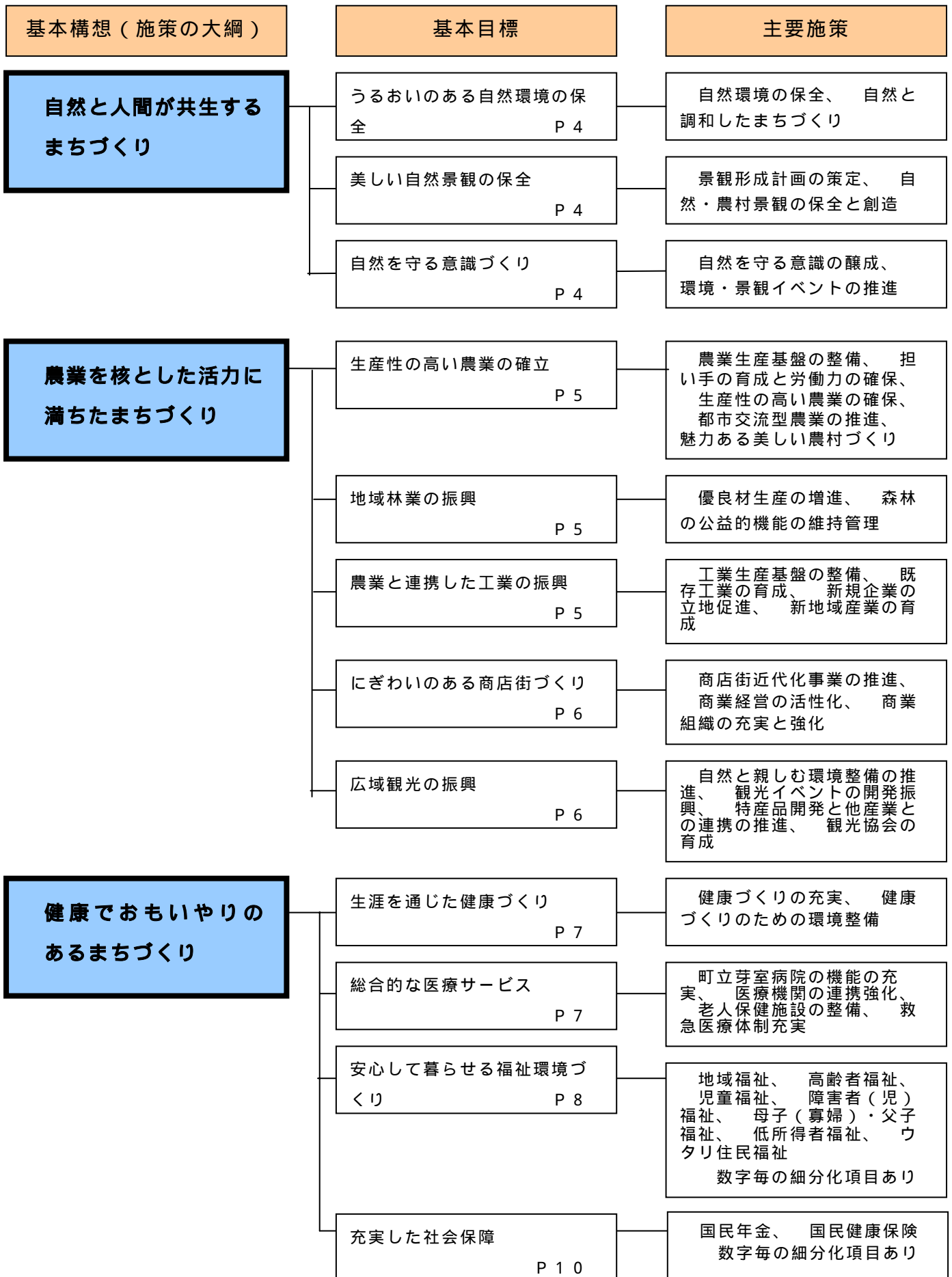
..... **基本目標** 23項目
(詳細項目を含めると44項目)

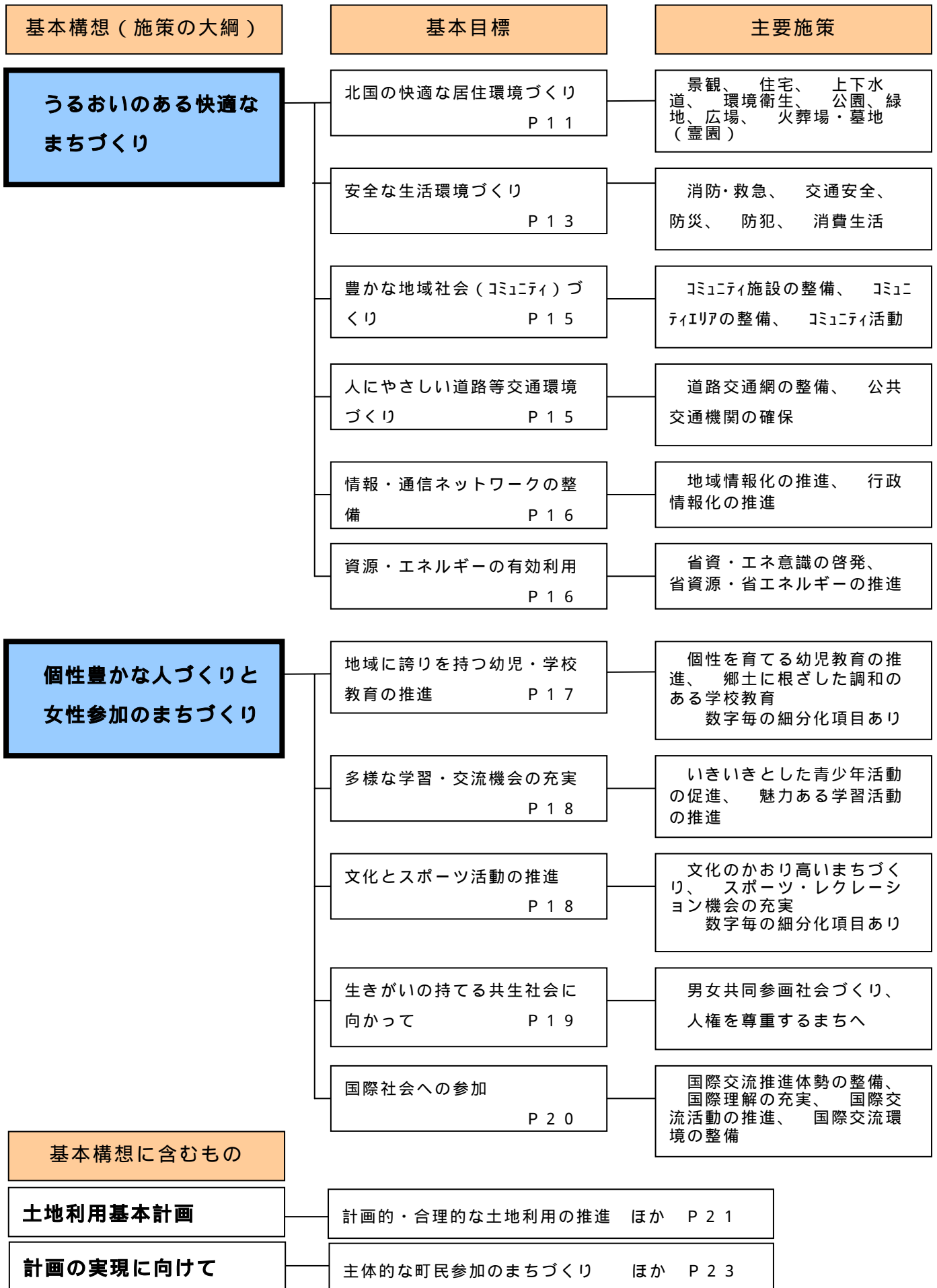
..... **主要施策** 134項目

実施計画

毎年、事業費1千万円以上の事業等を
審査・ランク付けし、予算化に反映

事務・事業(757項目)





自然と人間が共生するまちづくり

1. うるおいのある自然環境の保全〔経済部〕（農林課・建設水道課）

[達成状況]

- ・ 平成 13 年度策定の「ふるさと森づくり構想」に基づき嵐山・西土狩の自然林の保存や、町民植樹祭などを実施。
- ・ **クリーン農業**を推進し、河川等の水質保全に努めた。
- ・ 新市街地開発においては、緑地の整備や自然林の保全による緑地の拡大を図った。

[課題]

- ・ 個別合併処理浄化槽の設置に対する支援の継続。
- ・ **環境にやさしい安心・安全な農業生産**を目指し、持続できる営農環境の整備と経営者の養成。
- ・ 工業団地開発に当たっては、精度の高い開発計画の策定による経費節減と環境保全を図ること。

2. 美しい自然景観の保全〔総務部・経済部〕（企画財政課・農林課・建設水道課・商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ **景観形成計画は策定されなかったが、緑の基本計画を策定**。町民一人ひとりが次世代へ受け継ぐ宝物として「**芽室遺産**」を選定。
- ・ 農村景観をファイル化し、電子媒体で保存・資料化。
- ・ 農村景観維持・形成推進地区整備事業の実施。
- ・ とかち大平原田園空間整備事業により、有形・無形を問わず地域資源の P R ができる環境を整えた。

3. 自然を守る意識づくり〔教育委員会・住民福祉部〕（学校教育課・社会教育課・住民生活課）

[達成状況]

- ・ 教育課程に「総合的な学習の時間」が新設され、自然・環境についての学習がこの中で行われている。
- ・ 自然観察クラブ「コロポックル隊」への側面支援を行っている。
- ・ 平成 16 年度に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」のモデルとして、本町が環境美化促進の指定を受け、「環境美化フォーラム I N めむろ」を開催。平成 17 年度は、町主催の「環境セミナー」を 2 回開催。

農業を核とした活力に満ちたまちづくり

1. 生産性の高い農業の確立〔経済部・農業委員会〕（農林課・建設水道課）

[達成状況]

- ・ 平成16年度に完成した**大型堆肥センター**をJA芽室が管理・運営し年間15,000トンの堆肥製造を目指し操業を開始。
- ・ **認定農業者**については、拡大に向けて指導した結果、平成6年度436戸17年度末559戸に。
- ・ 高収益農業の確立では、農業振興センターや中部農業改良普及所の指導により平成9年から連続して200億円を超える農業産出額を維持。
- ・ 農村生活環境の整備では、個別排水処理施設、合併処理浄化槽の整備では、事業を開始した平成6年度から現在まで589基を整備。

[課題]

- ・ 新しい食料・農業・農村基本計画の主要施策である、**品目横断的経営安定対策の対応が緊急の課題**。

2. 地域林業の振興〔経済部〕（農林課）

[達成状況]

- ・ 林道の計画的整備と維持管理を進め、高機能林業機械導入を支援。町有林は、森林環境保全整備事業により造林・下刈・間伐。民有林も造林・除間伐事業による整備を進め、耕地防風林造成事業による整備も実施。
- ・ 森林関連企業の活性化においても平成13年に芽室・中札内・帯広の各森林組合が合併し、十勝中央森林組合として経営基盤の強化が図られた。
- ・ 平成11年度に生活環境保全林整備事業が実施され、耕地防風林の再整備などを目的とした町民参加による「ふるさと森づくり事業」が実施されるなど維持増進が進んだ。

[課題]

- ・ 野焼き防止による枝処理など費用負担と有効利用の検討。

3. 農業と連携した工業の振興〔経済部〕（商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ 東工業団地を中心に企業の誘致活動を続け、一定の成果が上がっている。また、企業誘致や職住近接を目的に開発が進んでいる**東芽室地区住宅団地開発**など、成果が上がっている。
- ・ 新規企業の立地促進では、**明治乳業株式会社の支援**を継続。

[課題]

- ・ **今後の開発地選定と整備手法の検討**が必要
- ・ 明治乳業(株)の進出は、雇用・居住・関連企業の進出など経済効果が期待できることから、**情報の提供と支援策の検討**が必要。

4. にぎわいのある商店街づくり〔経済部〕（商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ 商店街近代化事業の推進では、3街区の商店街の街路整備が、平成18年度をもって完了する。また、中心市街地商店街の核となる**駅前再開発事業**も平成10年度に完了。
- ・ 商業経営の活性化では、3街区整備と合わせ様々な学習会、研修を開催し啓発活動を続け、平成13年度に商工会ビジョンが策定された。

[課題]

- ・ 今後は、商工会、商店会が主体性を持ち、個店を中心に商業者個々の努力と、自ら考え積極的な姿勢で中心市街地の活性化が進むように、**ソフト面での支援**が必要。

5. 広域観光の振興〔経済部・教育委員会〕（商工都市振興課・農林課・社会教育課）

[達成状況]

- ・ 農業や自然を活用した**グリーン・ツーリズム**については、近年の厳しい経済環境の変化から進んでいない。
- ・ 新たな取り組みとして、**田園空間整備時事業**において、観光客が知りたい情報を発信する設備が平成18年度完成する。
- ・ 特産品開発と他産業との連携推進では、農業者自ら取組んでいる地場農産物の加工品販売が活発化。
- ・ **観光協会の育成**では、協会内に総務・事業推進委員会、ビジョン特別委員会を設置し、**協会組織を含めあり方について検討中**。また、行政から民間主導に移行するため、事務局長を民間人に。

[課題]

- ・ グリーン・ツーリズムを始め、地場産業を活かした特産品の開発や事業化は、民間主導で進まなければ持続力なく形骸化していく。
- ・ 観光協会については、町民・民間活力で進み始めたことから、その意志を尊重しつつ支援すべき。

健康でおもいやりのあるまちづくり

1. 生涯を通じた健康づくり〔住民福祉部〕（保健福祉課）

〔達成状況〕

- ・ 母子保健では、前期・後期の妊婦相談を始め、プレママ・パパママ教室や乳幼児健診等**安心して育児ができる体制づくり**を整備。
- ・ 青少年保健では、生活習慣病発見のための検査の実施と、中学生を対象に「赤ちゃんふれあい体験教室」を開催。
- ・ 高齢者保健では、老人クラブ等に介護予防や認知症予防についての健康教育を実施。
- ・ 健康づくりのための環境整備として、効果的な保健・医療・福祉サービスの提供のために、**保健・医療・福祉を結ぶ「健康管理システム」**を導入。

〔課題〕

- ・ 学習障害や注意欠陥多動性障害などの子どもたちが、早期に良い療育が受けられるよう、健診項目や相談体制の充実。
- ・ 高齢者の介護予防の観点から、保健部門に健康運動指導士の配置。

2. 総合的な医療サービス〔公立芽室病院・芽室消防署・住民福祉部〕（保健福祉課）

〔達成状況〕

- ・ 平成10年に入所定員100床の老人保健施設「**りらく**」が**開設**され、平成12年4月からの介護保険制度の施行により、介護老人保健施設として指定を受けた。
- ・ 病院については、**医療体制充実のため、医療スタッフを増員**。また、診療科目を増設（人工透析科、眼科、耳鼻咽喉科）、外来病棟・入院病棟等を増築。
- ・ 公立芽室病院・帯広厚生病院救命救急センター・西十勝消防組合とが医師による指示に関する協定が結ばれ、**救急救命士に対する医師の指示**がもらえるようになっている。

〔課題〕

- ・ 病院機能を維持、充実させるための医師確保及び眼科、耳鼻咽喉科の医師の常勤化・固定化。
- ・ 要介護認定者の施設利用待機の解消検討。
- ・ 救急救命士の研修、実習に伴う救急隊員の人員不足の対応

3. 安心して暮らせる福祉環境づくり

1) 地域福祉 [総務部・住民福祉部・経済部・教育委員会] (総務課・企画財政課・保健福祉課・商工都市振興課・建設水道課・学校教育課・社会教育課)

[達成状況]

- ・ ボランティア活動に関する理解と関心を高めるため「**ボランティアセンターだより**」や「**ボランティアガイドブック**」を作成し全戸に配布。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、「**ボランティアセンター**」を設置、ボランティアコーディネーターを配置する。
- ・ 社会福祉協議会主催により、心身にハンディのある人との交流を通して、障害者福祉活動への関心と支援の輪を広げるため、「ふれあい交流まつり」や「ふれあい雪中運動会」を開催。
- ・ 人工肛門・人口膀胱を持つ方の気軽な外出を支援するため、芽室公園内ゆったりトイレの多目的トイレをオストメイト対応トイレに改修。
- ・ 平成14年度から、学校教育課程に「**総合的な学習の時間**」を新設。

[課題]

- ・ 「ボランティアセンター」の活用・機能強化によるボランティアの推進
- ・ 地域福祉基金の利率低下による運用財源の確保
- ・ 歩道整備に関し、ロードヒーティングの整備は工事費・ランニングコスト高のため実現が困難。

2) 高齢者福祉 [住民福祉部] (保健福祉課・特別養護老人ホーム)

[達成状況]

- ・ 在宅介護支援センターやデイサービスセンター、訪問看護ステーションを開設。また、ホームヘルパーの養成事業を社会福祉協議会に委託する等、**総合的な在宅福祉サービスの充実**を図る。
- ・ 「**特別養護老人ホーム民営化計画**」では平成21年4月に民間へ移管し、施設の改築は耐用年数から移管後法人により改築すると位置付けているので、現時点での整備計画はない。
- ・ 高齢者福祉の推進体制の充実については、「**芽室町地域ケア会議**」を設置し、要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者に対し、在宅生活に関する総合的な相談に応じ、各種サービスを総合的に調整・推進した。
- ・ 「**柏樹学園活動**」として、生涯学習の推進、高齢者の教養、生活技術等の学習の場を提供。

[課題]

- ・ 平成19年度から、在宅介護支援センターから地域包括支援センターに再編・移行するため、関係機関の連携強化・センター機能の充実が必要。
- ・ 福祉電話の貸与は経済的支援の要素が強く、今後検討が必要。
- ・ **特別養護老人ホームについては、次期計画からは削除すべき。**

3) 児童福祉[住民福祉部・教育委員会](住民生活課・学校教育課・社会教育課)

[達成状況]

- ・ 「芽室町児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関等との連携により、児童虐待への予防や早期発見、早期対応、再発防止等を図った。
- ・ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を進めるため「めむろ次世代育成支援行動計画」を策定。
- ・ 「芽室保育所」を移転改築し、名称を「めむろてつなん保育所」として改め「病後時保育室」と「子育て支援センター」を併設。
- ・ 学童保育を「てつなん児童館」と「かしわ児童館の」2か所で実施、平成18年度から保育時間を30分延長し午後6時までとする。

[課題]

- ・ 次世代育成支援行動計画では、一時保育の実施を中央保育所改築後に併設して実施する予定。
- ・ **中央保育所の改築年度の位置付け。**
- ・ 農村地域保育所は、保護者と十分協議を行いながら9か所から5か所に統合。

4) 障害者(児)福祉[住民福祉部・経済部・公立芽室病院](保健福祉課・建設水道課・商工都市振興課)

[達成状況]

- ・ 「芽室町障害者福祉計画21」を策定。
- ・ 社会福祉法人「柏の里めむろ」の設立及び知的障害者通所授産施設「オークル」の開設に対して支援。
- ・ 地域共同作業所「アットホームめむろ」を「オークル」に隣接している旧西士狩児童館に移転し、管理運営を「柏の里めむろ」に委託して、一体となった授産事業を促進。
- ・ 「旧アットホームめむろ」を障害者団体の活動拠点施設として町内障害者関係団体に開放し、団体活動の活性化につなげている。

[課題]

- ・ 障害者自立支援法により、**市町村障害福祉計画の平成18年度中の策定が義務付けられたことから、現計画との整合をとる必要あり。**
- ・ 同法の施行により、**地域共同作業所から地域活動支援センターへの移行が求められており、作業所の確保と管理運営の検討が必要。**

5) 母子(寡婦)・父子福祉[住民福祉部](住民生活課)

[達成状況]

- ・ 母子寡婦会の運営強化を図るため補助金を交付。

6) 低所得者福祉〔住民福祉部〕(住民生活課)

[達成状況]

- ・ 民生児童委員や関係機関との連携による生活困窮者の相談及び生活保護制度に関する申請を随時受付。
- ・ 生活保護世帯に関する相談・指導事業を十勝保健福祉事務所と連携して実施。

[課題]

- ・ **就業の斡旋事業**はハローワークの業務であること、また、生活保護事業は法定委任事務であることから、**町の総合計画にはなじまないもの**と考えられる。

7) ウタリ住民福祉〔総務部・住民福祉部〕(総務課・住民生活課)

[達成状況]

- ・ ウタリ住民の地域生活環境改善のため、3生活館を配置。
- ・ ウタリ生活指導員による生活相談・生活指導を随時実施。
- ・ 北海道ウタリ協会との連携のもと、職業技術の研修・指導、民族資料の保存・研究、会員相互の融和、ウタリ会報の発行などを実施。

[課題]

- ・ 生活指導員制度の継続
- ・ ウタリ協会の**会員数の減**

4. 充実した社会保障

1) 国民年金〔住民福祉部〕(住民生活課)

[達成状況]

- ・ 広報誌において、毎月、国民年金制度についての記事を掲載し、周知。
- ・ 窓口における相談業務を随時実施。

[課題]

- ・ 無年金者とならないよう**年金制度の周知徹底**。

2) 国民健康保険〔住民福祉部〕(保健福祉課)

[達成状況]

- ・ 収納率向上対策については、**各種税・使用料等収納率向上推進本部**を設置し、戸別訪問体制を構築し、毎月1回の訪問徴収強化週間を設けるなど体制強化を図っている。
- ・ 疾病予防対策として、「すこやか健診」や「各種がん検診」などを推進。また、高齢者保健福祉対策を推進するため、相談や家庭訪問などを通じて、高齢者の実態を把握し、保健指導を実施。

[課題]

- ・ 適正受診のための保健指導の強化と予防対策の充実。
- ・ 高齢者が要介護状態とならないよう予防するための介護予防事業の充実。

うるおいのある快適なまちづくり

1. 北国の快適な居住環境づくり

1) 景観〔経済部・住民福祉部〕(商工都市振興課・建設水道課・住民生活課)

[達成状況]

- ・ フLOWER温室クラブに運営費を助成し、花苗やフLOWERボックス等を安価で提供し、町の緑化、花壇整備を促進。
- ・ 市街地景観の形成では、**帯広圏緑のマスタープラン及び芽室町緑の基本計画**を平成15年度に策定(18年度から事業実施)。
- ・ 美しい景観のまちづくりでは、**街区公園の施設整備**を進めるとともに、地域の意見を取り入れるため**住民参加によるワークショップ**により計画作りが進み、東芽室住宅団地開発では、平成18年度から事業に着手。

[課題]

- ・ 町全体の緑化、花壇整備を進めるためには、町内会単位だけではなく、フLOWERロード事業のような**町内会が連携した事業展開**が必要。
- ・ 緑の基本計画に沿った事業実施の継続。

2) 住宅〔経済部・住民福祉部〕(商工都市振興課・保健福祉課)

[達成状況]

- ・ 高齢者や障害者の日常生活の利便を向上させるため、住宅改造申請に基づき改造に係るアドバイスと改造費用の助成を実施。
- ・ 住宅地の開発では、平成16年に南が丘第2土地区画整理事業が完了。また、**平成20年には東芽室土地区画整理事業が完了予定**。
- ・ 公営住宅の整備では、平成11年度に**公共賃貸住宅再生マスタープラン**を見直し、平成12年度から**中心市街地借り上げ公営住宅**の整備と上美生団地の建替や花園町西団地の建替を進めた。

[課題]

- ・ 現状の住宅状況の把握に努め、**公的な役割、民間の役割を明確**にし、新たな住宅施策の展開が必要。
- ・ 住宅マスタープランの見直しを図り、本町における**将来の公的住宅供給の計画**を策定する必要がある。

3) 上下水道〔経済部〕(建設水道課)

[達成状況]

- ・ 将来の水利用計画に併せ、企業団水利権の一部を帯広市から購入するとともに計画的な石綿管の更新を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めた。
- ・ 下水道の整備促進では、工業団地及び住宅団地の拡大に併せ、十勝川流域関連公共下水道の整備を促進するとともに、小集落地域においては**個別排水処理施設整備**を積極的に行い、快適な生活環境の確保及び河川の汚染防止を図った。

[課題]

- ・ 水道未普及地域の解消は、畑総の飲雑事業に頼らざるを得ないのが現状である。しかし、利用には相当の期間を要するため、暫定的な措置として**農業用水の利活用及び深井戸の設置も念頭に置く必要がある。**

4) 環境衛生〔住民福祉部〕(住民生活課)

[達成状況]

- ・ 環境基本計画として「**クリーンめむろ大作戦**」及び一般廃棄物処理基本計画として「**ごみ処理基本計画**」を策定し、ゴミの適正処理に努めた。
- ・ 平成9年度に事業系ごみ、平成15年度に家庭系ごみの収集及び処理(自己搬入)を有料化し、ごみの減量化に取り組んだ。
- ・ 家庭系ごみの有料化と同時にごみの分別収集(13分別)を実施。
- ・ 町民・事業者・町が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会を築くための責務や施策の基本方向などを定めた「**クリーンめむろ環境基本条例**」を制定。

[課題]

- ・ 「ごみ処理基本計画」は、策定から5年が経過しており、ごみ有料化による状況の変化も見られるため、**見直しが必要。**
- ・ **生ごみの堆肥化**につながる事業展開が必要。

5) 公園・緑地・広場〔経済部〕(建設水道課・商工都市振興課)

[達成状況]

- ・ 商店街近代化事業に合わせ、買い物客の憩い及び交流の場として、2丁目通沿線にポケットパークを開設。
- ・ 市街地の拡大に併せて、芽室南公園や芽室東公園などの近隣公園及び街区公園の整備を実施。

[課題]

- ・ 公園整備における国庫補助事業は、町村の採択が年々難しく、今後の計画が立てられない状況。緑化推進においても、同様であり、**長期間を要する整備計画に変更せざるを得ない。**

6) 火葬場・墓地（霊園）[住民福祉部]（住民生活課）

[達成状況]

- ・ 火葬場については、火葬炉の改修を4年に1回行うとともに、定期点検で指摘のあったその他の設備も随時改修を実施。
- ・ 墓地（霊園）については、未利用区画で使用予定のない区画は返還していただき、提供できる区画の確保に努めた。

[課題]

- ・ 火葬場も老朽、狭隘化で**改築の検討**が必要であるが、**広域連携による業務委託の検討**も。
- ・ 現在の状況から**新たな霊園の整備**は必要となるので時期・場所の検討が必要。

2. 安全な生活環境づくり

1) 消防・救急[芽室消防署]

[達成状況]

- ・ 平成10年に**消防車両**1台更新、平成16年に**広報車**1台更新により装備の近代化と機動力を強化。**救急救命士**は、1名養成・6名採用し7名が救急車に乗車。
- ・ 平成14年に、普通救急車の寄贈を受け、増加する重複救急出動に対応できる出動体制の整備がされた。
- ・ 町民広報（災害時）用の拡声装置を芽室市街地に6基増設し、災害時における広報活動の充実が図られた。
- ・ **消火栓**を市街地に10基・東工業団地に7基増設、**防火水槽**は市街地に4基・東芽室宅地造成地区に1基新設・美生地区に1基更新し、大災害に備え消防水利の整備を図った。

[課題]

- ・ 出動体制の整備、救急救命士の運用、消防施設の整備（老朽化更新）等については、計画的に行わなければならない。

2) 交通安全 [総務部・経済部] (総務課・建設水道課)

[達成状況]

- ・ 中心市街地の生活空間を重点的に**交差点部分の段差**を解消。また、車道の幅を狭め幅の広い歩道を確保し、**歩道のバリアフリー化**を推進。
- ・ 冬期間における走行車両のアイスバーン対策として、砂撒散布車の導入や除雪車両の更新を進め、**除排雪体制の充実**を図った。
- ・ 幼児、児童生徒への交通安全教育、高齢者を対象とした交通安全講習会など啓発事業を実施。

[課題]

- ・ 道路整備における国庫補助事業の導入が年々難しく**新たな財源の確保**が必要。
- ・ **ロードヒーティング**の整備は工事費及びランニングコストが高いため、実現は困難であり、取組みの変更が必要。
- ・ 平成 17 年の町内の交通事故発生状況は依然として多く、今後も継続した交通安全施策が必要。

3) 防災 [総務部・経済部] (総務課・商工都市振興課・農林課・建設水道課)

[達成状況]

- ・ 「**芽室町地域防災計画**」を平成 17 年度に改訂。
- ・ 植林事業では、森林環境保全整備事業により、植栽を促進するとともに、町民育樹祭を実施し、植林の普及啓発を進めた。
- ・ 地域防災体制の強化では、**公共建築物の耐震診断**を実施し、耐震改修に努めた。平成 18 年度、芽室中学校耐震改修実施、芽室西小学校についても耐震診断を実施。また、民間建築物の安全対策については、窓口相談を設け、情報提供を実施。

[課題]

- ・ 耐震改修促進に基づく**耐震改修促進計画**を作成し、公共建築物の計画的な耐震診断の実施と民間建築物への指導強化が必要。

4) 防犯 [総務部] (総務課)

[達成状況]

- ・ 犯罪発生防止のため、各種防犯活動が多くのボランティアに支えられ実施。
- ・ 広報誌による防犯啓発と防犯意識の高揚に努めた。

5) 消費生活 [住民福祉部・経済部] (住民生活課・商工都市振興課)

[達成状況]

- ・ 生活環境推進会の「リサイクルまつり」を消費者協会の「消費生活展」と隔年に共催実施。
- ・ 消費者啓発、情報提供の推進、消費者安全の徹底では、芽室消費者協会を通じての十分な啓発、情報の提供、積極的な事業展開により消費者被害の未然防止が図られた。

3. 豊かな地域社会（コミュニティ）づくり

[総務部・経済部・教育委員会]（総務課・企画財政課・商工都市振興課・学校教育課・社会教育課）

[達成状況]

- ・ 地域間交流の促進では、東京・札幌・旭川・大樹のふるさと芽室会の交流を通して情報の交換や地場製品の販売促進など活発に交流を図るとともに、ふるさと通信を定期的に発信。
- ・ 家庭教育学級への助成活動支援を実施（幼児家庭教育学級8、家庭教育学級3）。
- ・ 学童交流については、岐阜県糸貫中学校が修学旅行で芽室町を訪問。また、芽室町のふるさと学習で児童・生徒を岐阜に派遣し、地元小中学校と交流を行った。

[課題]

- ・ 町内会等のコミュニティを超えた地域の課題解決のため、**地域自治組織**の設立を支援していくことが必要。
- ・ ふるさと会については、現在、一定の助成を行っているが、今後は**自主運営**していただくことが必要。

4. 人にやさしい道路等交通環境づくり

1) 道路交通網の整備 [経済部・総務部・住民福祉部]（建設水道課・企画財政課・住民生活課）

[達成状況]

- ・ 道路マスタープランの策定と町道の整備では、芽室町「**ふれ愛タウン構想**」を策定し、中心市街地の道路整備計画及び広域交通のネットワークの検討を行い、商店街近代化事業に併せて、中心市街地の道路整備を進めるとともに、道道芽室東4条帯広線の4車線化にも着手。
- ・ 中心市街地におけるバリアフリー化を目指し「**ひとにやさしいまちづくり事業**」や「**ふれあい小径整備事業**」により整備促進に努めたことと、冬期間の安全対策として砂まき散布車や除雪専用車の導入を進めた。
- ・ フラワー温室クラブへの運営費補助及び市街地町内会連合会の**フラワーロード**や**一斉清掃への支援**により、道路環境の整備を促進。

[課題]

- ・ 道路整備における国庫補助事業は、町村の採択が年々難しくなっており、大幅に整備が遅れている。

2) 公共交通機関の確保〔総務部・経済部・教育委員会〕(企画財政課・商工都市振興課・建設水道課・学校教育課)

[達成状況]

- ・ 鉄道運行については、特急「とかち」が全便芽室駅に止まり、普通列車も概ね1時間1便が確保されている。
- ・ 本通及び2丁目通の街路整備及び芽室駅前広場の整備が行われたことにより、路線バス及びスクールバスの**駅前乗り入れ**が可能に。
- ・ 平成11年4月から町有バスはスクールバスに名称を変更。一般住民は有料から無料になったが、スクールバスを環状線循環バスで運行するには時間帯等で困難となっている。
- ・ 民間バスについては、新得線の補助打ち切りが行われ、芽室線は公共交通としては便数が少ないため、利用が制限されており、**住民に密着した交通機関の確保としては目標を達成しているとはいえない。**

[課題]

- ・ 東4条帯広線の**4車線化**に伴い、2線道路(2丁目通)を經由する芽室・帯広間の路線バスを充実させる必要がある。
- ・ **要請活動が主体であり計画化する必要はない**と考える。

5. 情報・通信ネットワークの整備〔総務部〕(企画財政課)

[達成状況]

- ・ 行政情報のデジタル化により、**住民との情報共有化**が大幅に進んだ。しかし、地域により高速情報網の整備が遅れており、**大容量の情報の送受信に制限**がある。

6. 資源・エネルギーの有効活用〔経済部〕(商工都市振興課)

[達成状況]

- ・ 省資源・省エネ意識の啓発では、芽室消費者協会と連携し、資源再生・リサイクル活動を推進し、成果を上げている。
- ・ **省資源・省エネルギーの推進**では、公共建築物を始め、民間建設の多くの建築物が高断熱・高气密化が進み、成果を上げているものの、太陽熱・風力・冰雪などの**自然エネルギーや産業廃棄物の廃熱量**については、**コストバランスが難しく進んでいない。**
- ・ 全体としては、**目標達成に至っていない**と判断する。

[課題]

- ・ **京都議定書の批准によるエネルギービジョン**の作成が、町村にも義務付けられることが予測されることから、計画の検討が必要。

個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり

1. 地域に誇りを持つ幼児・学校教育の推進

1) 個性を育てる幼児教育の推進〔教育委員会〕(学校教育課)

[達成状況]

- ・ 障害者の入園奨励については、保育士と幼稚園教諭との情報交換や健康診断から、該当児は把握され、保健師などから保護者に理解を求めている。保護者が入学を望む場合は、心身障害児童・生徒就学指導委員会で協議し特殊学級の在籍となり、保護者の理解を得た上での対応。また、私立幼稚園就園児保護者の負担軽減については、要・準要保護児童生徒就学援助費と同様に実施しており、目的は達成されていると判断する。
- ・ 町からの研修などに関する**教育情報の提供**には至らず、小学校教諭との情報交換に留まっていることから、**目的達成には至っていない**と判断する。

2) 郷土に根ざした調和のある学校教育〔教育委員会〕(学校教育課)

[達成状況]

- ・ 完全複式学級であった西土狩及び祥栄小学校を閉校し芽室西小学校に統合。
- ・ 複式学級である上美生小学校については、上美生中学校との関連があり、現段階では山村留学制度(親子留学)による解消に努めている。
- ・ 平成14年度から教育課程に「総合的な学習の時間」が新設され、その中で郷土の農業、歴史、文化教育、自然体験、高齢者・障害者との交流、環境保護活動などの授業時数は、必修教科に影響しない中で確保。

[課題]

- ・ 学校再編成については、現状では平成22年までは上美生小中学校を除く小中学校については、安定的に児童生徒数が確保され、**大きな学校再編は必要ない**と考えるが、**新住宅団地への転入世帯により学校間の児童生徒数の格差**が今以上に生じる可能性があり、**通学区域の見直しを視野**に入れる必要が出てくる。
- ・ 上美生小学校の複式学級解消に向け、**山村留学制度の充実**を図りたいと考えるが、小学校の山村留学については、親子留学の住宅の確保が課題。

2. 多様な学習・交流機会の充実

1) いきいきとした青少年の促進〔教育委員会〕(社会教育課)

[達成状況]

- ・ 芽室町青少年健全育成協議会への活動補助、事務方の支援、研修会等の指導助言、会場の確保等側面支援を実施。
- ・ 夏祭りでの巡回や不審者対応のパトロール、商店へのアンケート調査、機関誌の発刊等を実施。
- ・ 西部十勝4町村より「野外体験学習事業」(年2回実施)によるリーダーの育成強化。
- ・ 集団研修施設「かっこう」や勤労青少年ホームにおいて、様々な体験学習の発信を行い、参加の推進を図っている。また、一般開放を行い、より多くの町民が利用できるよう配慮。

2) 魅力ある学習活動の推進〔教育委員会〕(社会教育課)

[達成状況]

- ・ **国際姉妹都市トレーシー市**と平成3年から中学生の交流事業を継続して実施。平成9年度からはトレーシー市からの中学生の受け入れ事業を開始。
- ・ 地域子供会育成連絡協議会への支援、全町交換会への側面支援、協力を実施。
- ・ 芽室町社会教育協会への助成、研修会の実施等活動に対する側面支援を実施。
- ・ **地域人材バンクへの登録**をしてもらい、町内の小中学校等へ派遣し活動をして頂いている。

[課題]

- ・ 少子化による**学級数の減少**、会員数の減少による**単位会の減少**。

3. 文化とスポーツ活動の推進

1) 文化のかおり高いまちづくり〔教育委員会〕(社会教育課)

[達成状況]

- ・ 各種文化団体、文化グループ・サークルなどの活動に対し、公民館で周知、印刷等の側面支援を実施。
- ・ ふるさと歴史館「**ねんりん**」の**事業拡大**(月代わり体験講座、団体の受け入れ、定期的に特別展等)。
- ・ 平成14年度まで、町として「**ムムオロ太鼓**」の保存活動に対し補助金を交付し保存活動を支援してきたが、平成18年度からは補助金を廃止し、**保存会単独での活動を側面支援**。

2) スポーツ・レクリエーション機会の充実[教育委員会](社会教育課・学校教育課)

[達成状況]

- ・ 年代や目的に応じたスポーツ教室を年間10回開催。
- ・ 各スポーツの普及活動、競技指導、競技大会・運営などを行う町体育会加盟団体に対し、運営費を一部助成。
- ・ 青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成を資することを目的とする各スポーツ少年団に対し、運営費を一部助成。

[課題]

- ・ 老朽化した既存施設の維持管理に費用がかかることや、整備場所から判断し、**新規施設の整備は困難**と考える。

4. 生きがいの持てる共生社会に向かって

1) 男女共同参画社会づくり[総務部・住民福祉部・教育委員会](企画財政課・保健福祉課・社会教育課・学校教育課)

[達成状況]

- ・ 平成16年4月に「**芽室町男女共同参画推進条例**」を制定。平成17年4月には、「**芽室町男女共同参画基本計画**」を策定し、意識啓発セミナーなどを開催。
- ・ 介護家族のストレス軽減を「リフレッシュ教室」を開催。
- ・ 育児の総合援助活動を行う支援組織（**育児サポートシステム**）を設立。
- ・ 男女共同参画セミナーの実施、芽室町女性の会主催事業への側面支援。

[課題]

- ・ **女性の会の会員数減少**が顕著であり、会の維持が難しくなっている。

2) 人権を尊重するまちへ[住民福祉部・教育委員会](住民生活課・社会教育課)

[達成状況]

- ・ 人権擁護委員による「人権相談所」の開設や社会福祉協議会主催の「心配ごと相談所」の開設などに併せて人権尊重の啓発活動を実施。
- ・ 毎年、保護司会の協力を得ながら「社会を明るくする運動」に併せて、町民、学校、団体、企業等への啓発を実施。

5 . 国際社会への参加〔総務部・経済部・教育委員会〕（企画財政課・商工都市振興課・学校教育課・社会教育課）

[達成状況]

- ・ 平成3年2月に「芽室町国際交流推進構想」を策定し、同7月に「芽室町国際交流協会」が設立され、民間主導の国際交流が推進されている。
- ・ 「発祥の地杯全国ゲートボール大会」開催において、過去、外国チームの参加を通して親善交流が図られている。
- ・ 外国語教育の充実を図るため、英語指導助手を昭和63年8月から配置。英語指導講師を平成16年10月から配置。
- ・ 国際姉妹都市トレーシー市と平成3年から**中学生の交流事業**を実施。また、市からの中学生受け入れを実施（現在までに90名の受け入れ）。

[課題]

- ・ 国際交流活動は息の長い取組みであり、町民の活動を側面から支援していくことが必要。
- ・ **産業分野における国際交流**が課題。

土地利用基本計画

1. 計画的・合理的な土地利用の推進〔総務部〕（総務課・企画財政課）

[達成状況]

- ・ 現在、個別法の規制の中で計画的な土地利用が行われており、大規模開発や乱開発の問題が多くないため、土地利用基本計画は策定されていない。このため、**目標は達成されていない。**

[課題]

- ・ 計画的な土地利用は計画の根幹をなすもので重要ではあるが、土地利用基本計画は**位置付ける必要がない**と思われる。

2. にぎわいのある中心市街地づくりと新市街地の開発〔経済部〕（商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ 駅前再開発事業による商業の核店舗の出店や本通街路整備事業による3商店街の環境整備が完了。駅前広場や鉄南とのアクセス改善。
- ・ 新市街地の開発では、東芽室地区区画整理事業が進み、低廉でゆとりある宅地の供給から、住宅の建設が進んでいる。

[課題]

- ・ 新市街地の開発が進むにつれ、**既存中心市街地の空洞化**が進行していることから、**コンパクトなまちづくり**を目指す検討が必要。
- ・ 中心市街地の**中規模未利用地の利用促進策の検討と、誘導策**が必要。

3. 豊かな農業地域の保全と整備〔経済部〕（農林課・建設水道課）

[達成状況]

- ・ 農地の集積と基盤整備では、**優良農地の担い手後継者育成**に努めた。また**認定農業者拡大**にも努めた（H6末436戸 平成17末559戸）。
- ・ 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業などにより畑地の基盤整備を実施。平成6年度から取り組みした**個別処理合併浄化槽**設置も平成17年度末で589基と、農村地区の環境整備が大幅に向上。

[課題]

- ・ 平成19年度から導入される、**品目横断的経営安定対策の動向と影響**について、情報の収集と制度の問題点を注視する必要がある。
- ・ 農村地区の新たな課題として、**飲用水の水質問題**が起きていることから、その対応と汚染源の改善が望まれる。
- ・ 農業基盤整備においては、**長期整備計画の検討**が課題である。

4. 緑とうるおいの森林地域の保全・整備〔経済部〕（農林課）

[達成状況]

- ・ 森林の保全・整備では、森林環境保全整備事業の継続で既存林の除間伐や植栽、下草刈など**森林の持つ公益的機能の維持管理**に努めた。また、農村景観維持・形成推進地区整備事業の実施で農村地域の景観形成の取組みを行った。
- ・ 交流拠点の整備では、西土狩町有林に「ふるさと森づくり事業」でビオトープの造成や育苗ほの設置、展望施設等の整備を進め、新嵐山スカイパークの生活環境保全林と合わせて町民をはじめ近隣都市住民の森林浴の場を提供している。

5. 貴重な自然環境の保全〔経済部・教育委員会〕（農林課・社会教育課）

[達成状況]

- ・ 平成 13 年度に日高襟裳国定公園が 20 周年を迎えたことから、関係機関により**日高山脈襟裳国定公園連絡協議会**を設立し、PRパンフレットを作成、情報の発信を行った。
- ・ 平成 13 年度に策定した「ふるさとの森づくり構想」による植樹祭・育樹祭・自然観察会・昆虫生息環境整備等を実施し、学習観察会を開催。
- ・ **指定文化財「カシワ林」「ミズバショウ群生地」**の保護。

[課題]

「ミズバショウ群生地」の保護について、今後地権者との協議が必要。

計画の実現に向けて

1. 主体的な町民参加のまちづくり [総務部] (企画財政課・総務課)

[達成状況]

- ・ 平成16年5月に「**めむろまちづくり参加条例**」を制定し、町民参加のルール化を行った。
- ・ 平成17年4月策定した「**芽室町男女共同参画基本計画**」には、各種審議会への**女性の登用率目標を40%**としており、平成17年5月現在では36.4%。

2. 効果的・効率的な行政運営 [総務部] (総務課・企画財政課)

[達成状況]

- ・ 平成8年からの第6次、平成13年からの**第7次行政改革大綱**による取組みを継続しており、さらに、**自主・自立推進プランによる改革**を進め、簡素で効率的な行政運営を目指している。
- ・ 効率的な行政運営を図るため、民間活用基本計画を策定し、**民営化を促進**。

[課題]

- ・ **第8次芽室町行政改革大綱**は平成18年3月に策定し、18年度には実施計画を策定し推進されるが、次期総合計画においても、行政改革等の実施による効率的行政運営は継続して掲げなければならない課題。

3. 財政基盤の整備と財政運営の効率化〔総務部・経済部〕（企画財政課・商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ 受益者負担の適正化、**都市計画税などの新たな制度の導入を検討し**、自主財源の確保に努めている。一方、歳出では、選択と集中に努め、**事務事業評価の導入**などによる重点化・効率化を進め、健全財政を確保している。
- ・ 基幹産業である農業の生産性の向上と、**農業を核とした産業クラスターの形成**が、本町財政力を維持・強化する主要施策であることから、農業の基盤整備に継続して取り組んだ。
- ・ 平成19年度末に操業する明治乳業(株)の国内最大級のチーズ工場進出は、本町経済にとって大きな成果。

[課題]

- ・ 次期総合計画においても、**財政基盤の充実**は大きなテーマ。
- ・ 農業基盤整備（畑かん施設の継続整備・農業振興センターの支援の継続・大型堆肥センターの支援・農業後継者の育成指導）の施策継続。
- ・ 誘致企業の多面的経済波及効果の創出

4. 広域行政の推進〔総務部・住民福祉部・経済部〕（企画財政課・住民生活課・商工都市振興課）

[達成状況]

- ・ **ゴミ処理、上・下水道、消防、し尿処理等**基幹的な事業においてはすでに広域化が実現しているが、平成16年8月に十勝広域連携検討会を設置し、**新たに広域化を進めるべき事務の検討**を行い、当面、**消防事務・介護事務・税滞納整理事務や国保事務の広域連携の可能性について検討した。**
- ・ 帯広圏広域都市計画の推進では、平成8年度策定の「帯広圏広域都市計画区域市街地整備基本計画」に基づき、住宅マスタープラン・道路網整備計画を作成し、計画的に事業を推進している。

[課題]

- ・ 自主・自立を選択した芽室町にとって、**広域行政の推進は大きな課題**であり、位置付けが必要。
- ・ 中心市街地空洞化をはじめ自治のあり方が問われている中で、**新たな都市づくりを創造することが求められている。**